

有田市 第2次障害者基本計画



2019（平成31）年3月

和歌山県 有田市

はじめに

有田市では、2007（平成 19）年に「有田市障害者基本計画」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、「支え合う顔」が見えるまちの実現のため、障がい者施策を推進してきました。



この間、少子高齢化が進み、障がい者福祉の担い手不足や、障がいの重度化・重複化、障がい者を支える家族の高齢化などが大きな社会的課題となっています。さらに、障害者基本法の改正、障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者雇用促進法の成立など障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、「共に支え合い、だれもが住みやすいまち ありだ」を基本理念とした「有田市第 2 次障害者基本計画」を策定いたしました。この計画に基づき、障がいのある方への理解の促進、障がいのある方の学習や就労・生活・健康推進の支援などを充実させ、障がいのある人もない人も、共に地域を支える主体として支え合い、誰もが尊厳をもって暮らせる有田市の実現を目指してまいります。

本計画の推進には、行政をはじめ、障がいのある方、障がいのある方を支援する方、市民の皆さまの協力が必要ですので、ご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました本計画作成委員会の委員の皆さまをはじめ、アンケート等にご協力いただきました市民・関係団体の皆さまに心より感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

有田市長 望月良男

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の目的	2
第4節 計画策定の背景（国の動向）	2
第4節 計画の期間	4
第5節 計画の策定体制	4
第6節 計画の推進体制	5
1. 庁内推進体制の整備	5
2. 国や県、近隣市町との連携	5
3. 関係団体、住民との連携	5
4. 計画の評価・点検	5
第2章 有田市の現状と課題.....	6
第1節 統計データからみる現状	6
1. 総人口と世帯の推移	6
2. 年齢別人口の推移	7
3. 障がいのある人の状況	8
第2節 アンケートからみる現状	13
1. 「有田市第2次障害者計画策定に係るニーズ調査」の概要	13
2. 「有田市第2次障害者計画策定に係るニーズ調査」の結果	14
第3節 関連団体ヒアリングからみる現状	34
1. 「有田市第2次障害者基本計画策定に係るヒアリング調査」の概要	34
2. 「有田市第2次障害者基本計画策定に係るヒアリング調査」の結果	35
第4節 課題のまとめ	37
第3章 計画の基本的な考え方.....	39
第1節 基本理念	39
第2節 基本目標	39
第3節 施策の体系	40
第4章 各種施策の具体的な方策.....	42
基本目標1 誰もが主役になれる まちづくり	42
1. 生活の場・地域活動の場の整備	42
2. 就労機会の拡大	43
3. 就労支援と相談体制	44

基本目標2 みんなが顔見知りの まちづくり	45
1. 広報・啓発活動の推進	45
2. 福祉教育の推進	46
3. 地域福祉の推進	47
基本目標3 元気でいきいきとした まちづくり	48
1. 障がいの予防と早期発見・早期治療	48
2. 保健・医療体制の充実	49
基本目標4 みんなで学べる まちづくり	50
1. 就学前教育・教育相談の充実	50
2. 学校教育の充実	51
3. スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進	52
基本目標5 サポートの充実した まちづくり	53
1. 総合的な相談体制の充実	53
2. 総合的な情報収集・提供の充実	54
3. 在宅・日中活動支援の充実	55
基本目標6 みんなが暮らしやすい まちづくり	57
1. 住環境の整備	57
2. 安全快適な交通・公共施設等の整備	57
3. 防犯・防災対策	58
 資料編	 60
1. 用語解説	60
2. 有田市障害者基本計画及び障害福祉計画作成委員会設置要綱	65
3. 有田市障害者基本計画及び障害福祉計画作成委員会名簿	66
4. 計画策定の経過	67
5. 障害者基本法（抄録）	68
6. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄録）	69

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

本市では、国の障がい者施策とも連動しながら、2007（平成 19）年に「有田市障害者基本計画」（以下、「前計画」という。）及び「有田市障害福祉計画」を策定し、障がいのある人が地域で自立して暮らせるための環境づくりや、障がいのある人を地域で支える仕組みづくりなどに努めてきました。

しかし近年、高齢化の進行に伴う障がいの重度化、重複化や、少子化による障がい者福祉の担い手の不足などの課題が顕在化するなど、障がい者福祉を取り巻くニーズは多様化しています。このような状況の中、2017（平成 29）年 3 月に前計画が 10 年間の計画期間を終えます。

このため、前計画の進捗状況の検証や障がいのある人に対するアンケート調査、関連団体に対するヒアリング調査等で明らかになった新たな課題などをもとに、国や県の動向も踏まえて、今後の 10 年間を見据えた本市における障がい者施策の基本方針を明らかにするものとして、新たに「有田市第 2 次障害者基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

第 2 節 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画に相当するものであり、有田市における障がい者施策全般に関する基本的な計画として位置づけられるものです。このため、国の「障害者基本計画」を踏まえるとともに、和歌山県の計画との整合性も図ります。

また、本計画は、本市の最上位計画である「第 4 次有田市長期総合計画」の部分計画として位置づけられ、本市の関連する各種計画との整合性を図りながら策定しました。

なお、「有田市障害福祉計画（兼障害児福祉計画）」は本計画に基づき、障害福祉サービス等の具体的な提供見込量や提供体制等を定めるものであり、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」を根拠法として、別途策定するものとします。

<「障害者基本法」第 11 条第 3 項>

「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。」

第3節 計画の目的

本計画は、障がいのある人もない人も、共に地域を支える主体として支え合い、誰もが住み慣れた地域でいきいきと、尊厳を持って暮らせるまちづくりを目指し、その実現に必要な課題を明確にし、取り組むべき施策を定めるために策定するものです。

第4節 計画策定の背景（国の動向）

2006（平成 18）年、国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、わが国では条約の批准に向け、必要な国内法の整備が進められてきました。

2011（平成 23）年には「障害者基本法」が大幅に改正され、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられるとともに、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）、国際的協調という基本原則が規定されました。

2012（平成 24）年6月には「障害者自立支援法」を改正するかたちで「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が成立し、障がいのある人の範囲に難病等が加えられたほか、障害程度区分から障害支援区分への見直し、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化、重度訪問介護の対象拡大、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の充実など、新たな体制が整備されました。

さらに、2013（平成 25）年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、国や地方自治体、民間事業者等に対し、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が求められるようになりました。

同じく 2013（平成 25）年6月には「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えるなどの見直しが行われました。

これらの国内法の整備を経て、国は 2014（平成 26）年1月に「障害者権利条約」を批准しました。

さらに、2016（平成 28）年の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、障がいのある人の望む地域生活を支援し、その多様なニーズに対応するための新たなサービスが創設されたほか、障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進することを目的とした「障害児福祉計画」の策定が義務づけられるなど、地域共生社会の実現に向けた取組が定められました。

■「障害者権利条約」の批准に向けた、国内の法整備の流れ
 （網かけ部分は、国内の動向）

年 月	内 容
2006（平成 18）年 12 月	国連総会で「障害者権利条約」採択
2007（平成 19）年 9 月	日本が「障害者権利条約」に署名
2008（平成 20）年 5 月	「障害者権利条約」の発効
2011（平成 23）年 8 月	「障害者基本法」改正
2012（平成 24）年 6 月	「障害者総合支援法」成立
2013（平成 25）年 6 月	「障害者差別解消法」成立
2013（平成 25）年 6 月	「障害者雇用促進法」改正
2013（平成 25）年 11 月	衆議院本会議で「障害者権利条約」締結を承認
12 月	参議院本会議で「障害者権利条約」締結を承認
2014（平成 26）年 1 月	日本が「障害者権利条約」を批准（締結）
2 月	国内で「障害者権利条約」が発効
2016（平成 28）年 5 月	「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」改正

第4節 計画の期間

本計画の期間は、2019（平成31）年度から2028年度までの10年間とします。なお、社会情勢の変化等に応じて適時、必要な見直しを行うものとします。



第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内における前計画の事業評価に加え、障害者手帳所持者に対するアンケート調査や関連団体に対するヒアリング調査を実施し、障がいのある人やその家族等の障がい者福祉に関する意識やニーズ、課題等を明らかにして、本計画に反映させました。

さらに、学識経験者や保健医療関係者、障がい者団体の関係者、福祉サービス事業者ら関係者による「有田市障害者基本計画及び障害福祉計画作成委員会」において計画の内容についての審議を行い、そこで出された意見を反映させて、本計画を策定しました。

第6節 計画の推進体制

1. 庁内推進体制の整備

本計画の推進には、福祉・保健・教育・雇用・生活環境など、幅広い分野にかかわる全庁的な取組が必要です。

各施策の実施にあたっては、福祉課をはじめとし、庁内関係課、関係機関、地域自立支援協議会などを通じて、計画の進捗状況の確認、推進方法などに対する意見を求めながら、本計画を総合的に推進していきます。

2. 国や県、近隣市町との連携

本計画の推進にあたっては、制度の改正による影響なども踏まえ、国・県と連携しながら障がい者施策の充実・展開を図っていきます。

また、近隣市町と共同で実施している事業については、今後も広域的な調整を図りながら、連携して事業を推進していきます。

3. 関係団体、住民との連携

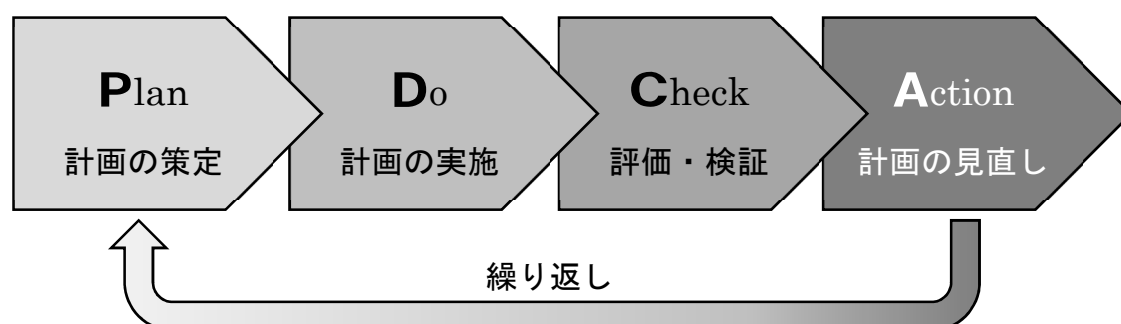
地域において保健・福祉を充実するためには、行政のみではなく、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体や地域団体、当事者団体などによる支援や協力が不可欠です。

障がいや障がいのある人に関する理解の促進や、地域での見守り、交流、防犯・防災などの取組は、地域の連携と協働が必要であることから、これら関係団体や地域住民と共に、地域福祉活動の促進を図ります。

4. 計画の評価・点検

本計画の各施策の実施状況等については、PDCA サイクルに基づき、毎年度、庁内関係各課と連携しつつ、計画の評価・検証を行います。また、地域自立支援協議会等に随時意見を聞きながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の進捗については、住民への広報・周知に努めます。



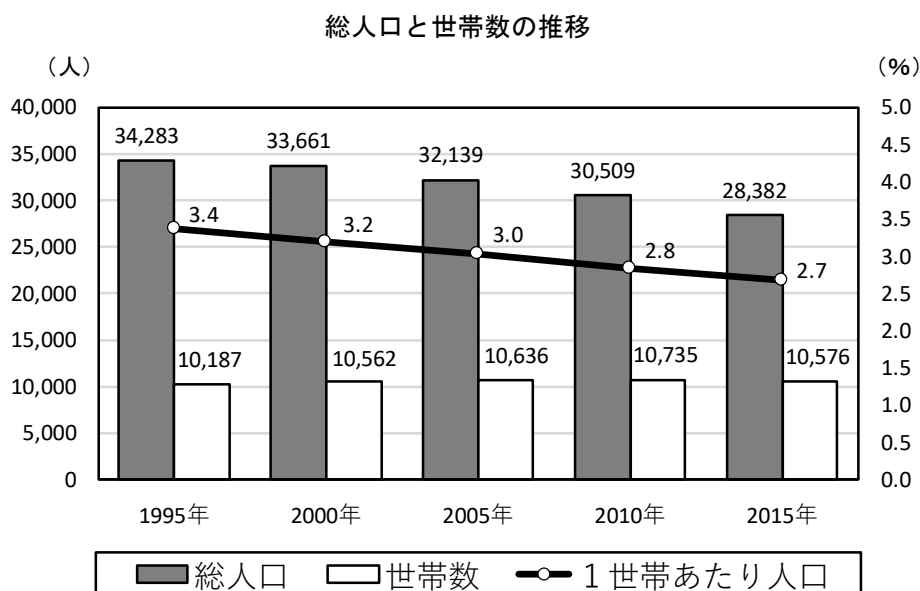
第 2 章 有田市の現状と課題

第 1 節 統計データからみる現状

1. 総人口と世帯の推移

本市の総人口は、年々減少しており、2015（平成 27）年は 28,382 人（年齢不詳は含まず）と、1995（平成 7）年と比較して 5,901 人（17.2%）減少しています。

一方、世帯数は、2015（平成 27）年に減少したものの、全体としては増加傾向にあり、この結果、1 世帯あたりの人口は減少を続けて、2015（平成 27）年は 2.7 人となっています。



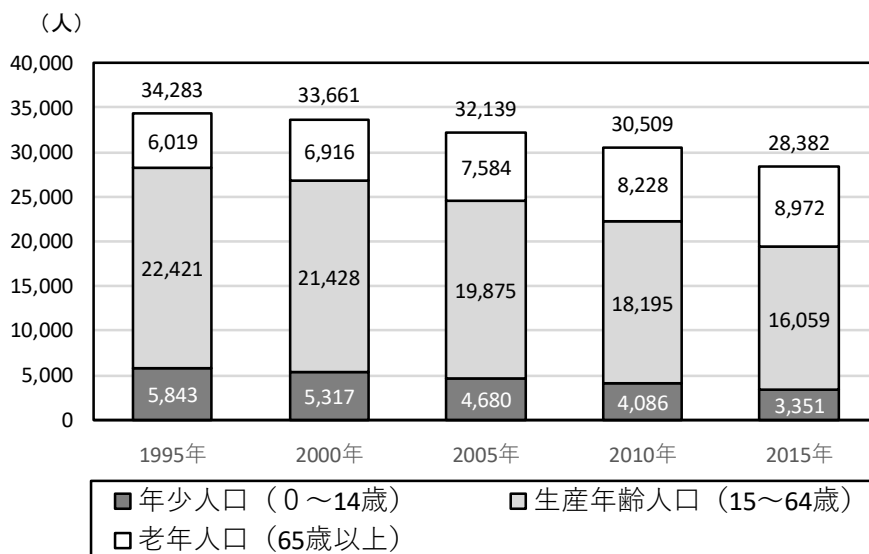
資料：国勢調査（年齢不詳を含まない）

2. 年齢別人口の推移

総人口が減少する中、老年人口（65歳以上）は増加を続けており、2015（平成27年）は8,972人と、1995（平成7年）年と比較して2,953人（49.1%）増となっています。

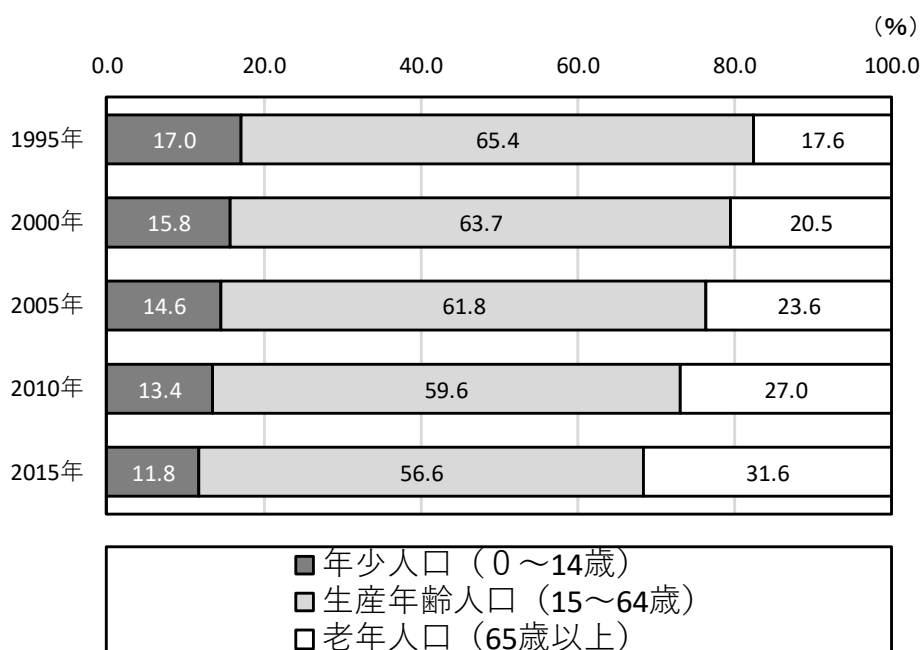
一方、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）は減少を続けており、この結果、2015（平成27年）年の老年人口の比率は、31.6%と、1995（平成7年）年と比較して14.0ポイント増加しています。

年齢3区分別人口の構成（数）



資料：国勢調査（年齢不詳を含まない）

年齢3区分別人口の構成（割合）



資料：国勢調査（年齢不詳を含まない）

3. 障がいのある人の状況

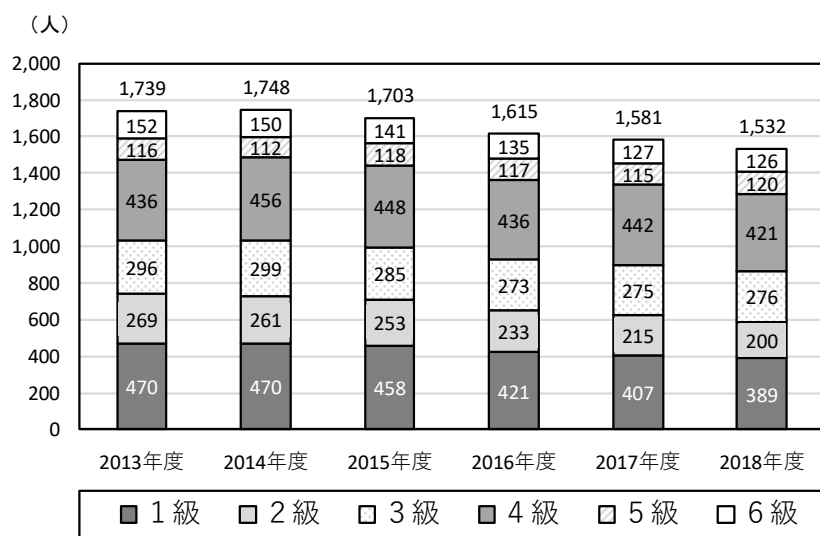
(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者の総数は、2014（平成 26）年度以降、減少を続けており、2018（平成 30）年度は 2013（平成 25）年度と比べて、207 人（11.9%）減の 1,532 人となっています。

等級別でみると、2018（平成 30）年度は 2013（平成 25）年度と比べて、「5 級」が 4 人増加し、他の等級はいずれも、減少しています。

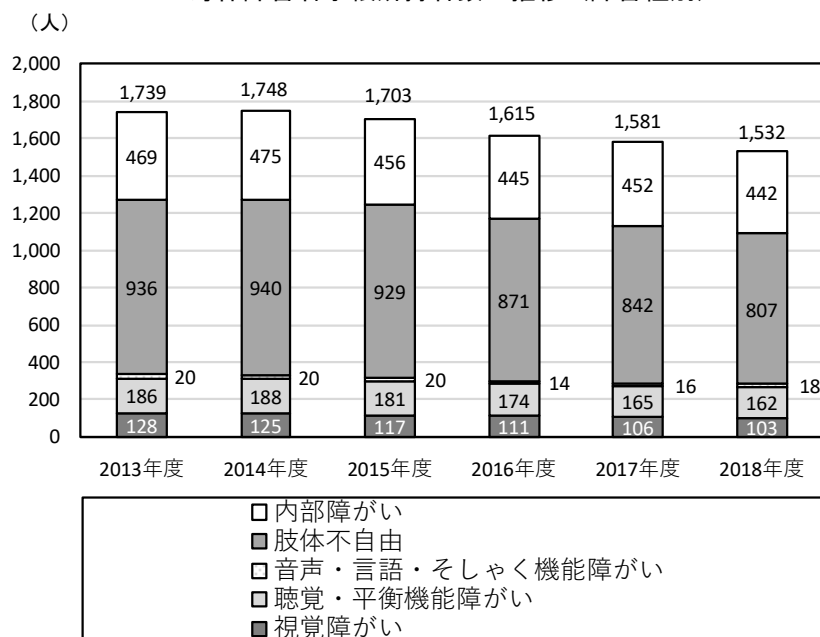
障害種別でみると、2018（平成 30）年度は 2013（平成 25）年度と比べて、全ての種別で減少しています。

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



資料：福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別）

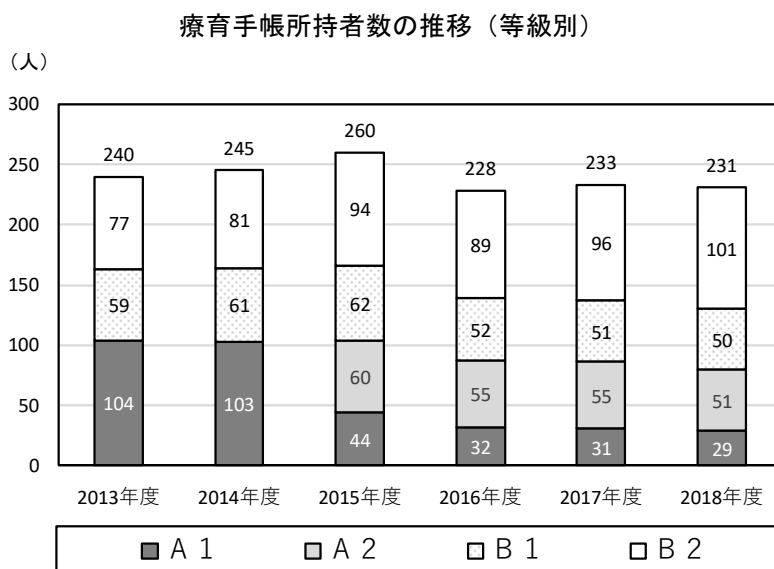


資料：福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

（２）療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者の総数は、増減を繰り返していますが、2018（平成 30）年度は 2013（平成 25）年度と比べて、9 人（3.7％）減の 231 人となっています。

等級別でみると、2018（平成 30）年度は 2013（平成 25）年度と比べて、B 2（軽度）が 24 人（31.1％）増加しています。他の等級はいずれも、減少しています。

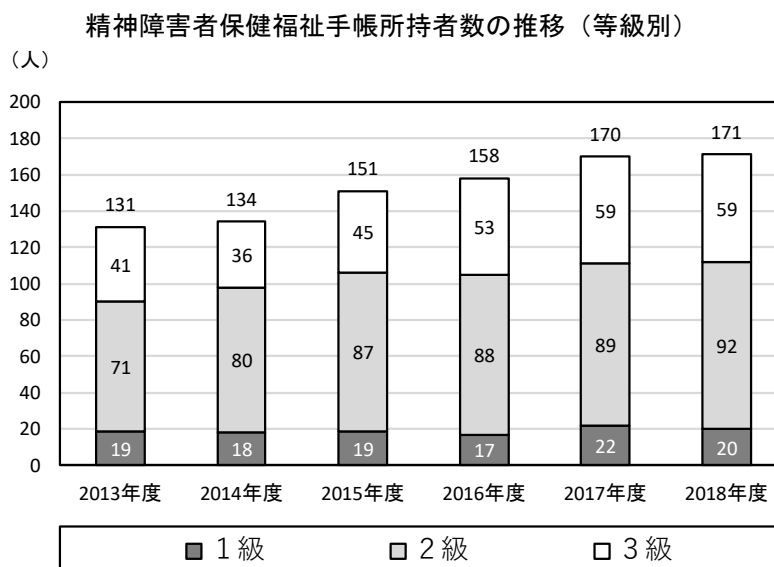


資料：福祉課（各年度 4 月 1 日現在）
2013 年度と 2014 年度は、「A 1」「A 2」の区別なし（「A」のみ）

（３）精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は、2013（平成 25）年度以降、増加を続けており、2018（平成 30）年度は 2013（平成 25）年度と比べて、40 人（30.5％）増の 171 人となっています。

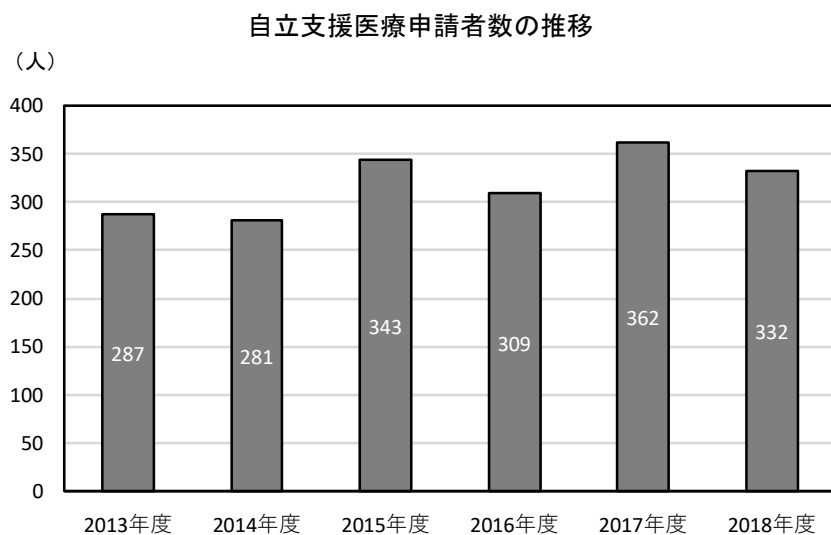
等級別でみると、2018（平成 30）年度は 2013（平成 25）年度と比べて、全ての等級で増加しています。



資料：健康課（各年度 4 月 1 日現在）

（４）自立支援医療申請者数の推移

自立支援医療の申請者数は、増減を繰り返していますが、2018（平成 30）年度は 2013（平成 25）年度と比べて、45 人（15.7%）増の 332 人となっています。

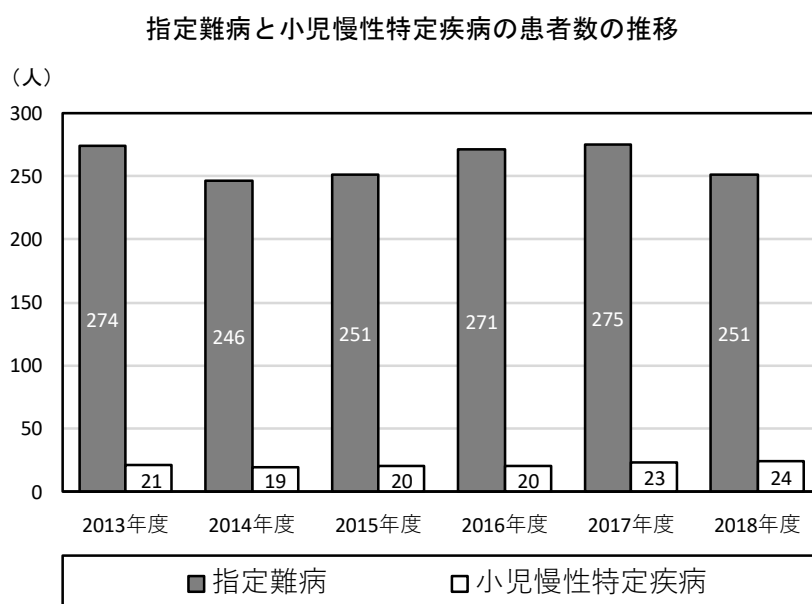


資料：健康課（各年度 4 月 1 日現在）

（５）指定難病と小児慢性特定疾病の患者数の推移

指定難病の患者数は、増減を繰り返していますが、2018（平成 30）年度は 2013（平成 25）年度と比べて、23 人（8.4%）減の 251 人となっています。

小児慢性特定疾病の患者数は、2014（平成 26）年度にいったん減少しているものの、全体としてはやや増加傾向にあり、2018（平成 30）年度は 2013（平成 25）年度と比べて、3 人（14.3%）増の 24 人となっています。



資料：湯浅保健所（各年度累計）

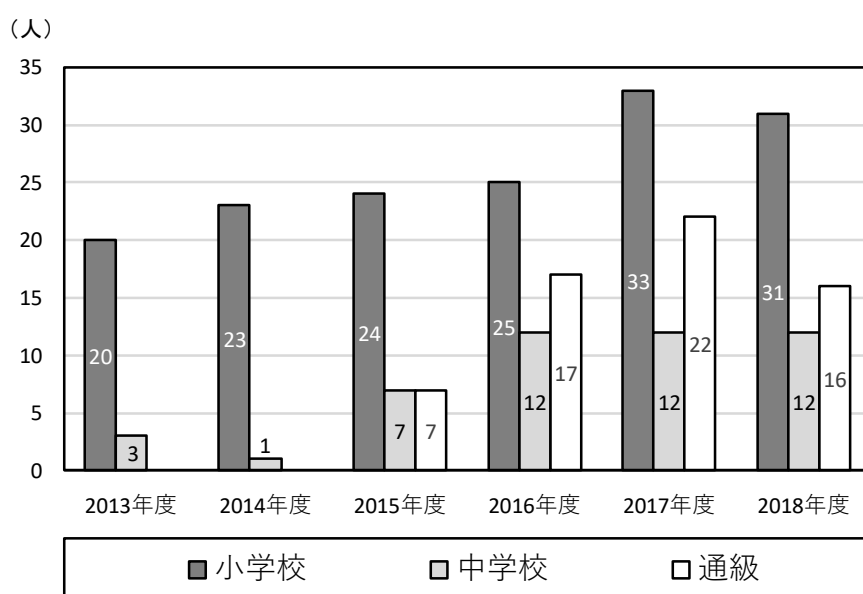
（６）特別支援学級の児童・生徒数の推移

小学校における特別支援学級の児童数は、2013（平成 15）年度以降、増加傾向にありましたが、2018（平成 30）年度は減少に転じ、2013（平成 25）年度と比べて、11 人（55.0％）増の 31 人となっています。

中学校における特別支援学級の生徒数は、2015（平成 27）年度と 2016（平成 28）年度にそれぞれ大きく増加しましたが、2016（平成 28）年度以降は、12 人で推移しています。

通級に通う児童・生徒数は、2017（平成 29）年度まで増加傾向にありましたが、2018（平成 30）年度は減少に転じ、2015（平成 27）年度と比べて、9 人（128.6％）増の 16 人となっています。

特別支援学級の児童・生徒数の推移



資料：有田市教育委員会（各年度 3 月 1 日現在。2018 年度のみ 11 月 1 日現在）
2013 年度と 2014 年度は、「通級」のデータはなし

（７）特別支援学校の児童・生徒数の推移

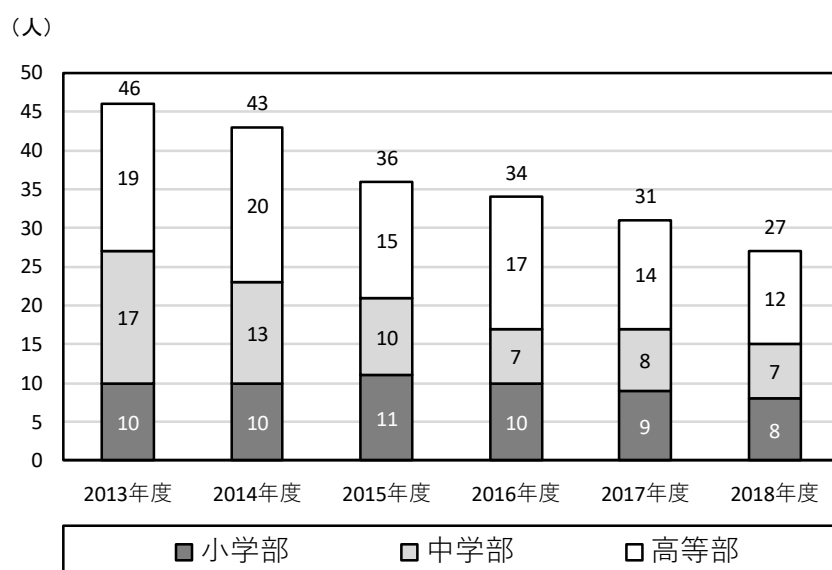
特別支援学校の児童・生徒の総数は、年々減少しており、2018（平成 30）年度は 2013（平成 25）年度と比べて、19 人（41.3％）減の 27 人となっています。

小学部の児童数は、2015（平成 27）年度以降、減少を続けており、2018（平成 30）年度は 2013（平成 25）年度と比べて、2 人（20.0％）減の 8 人となっています。

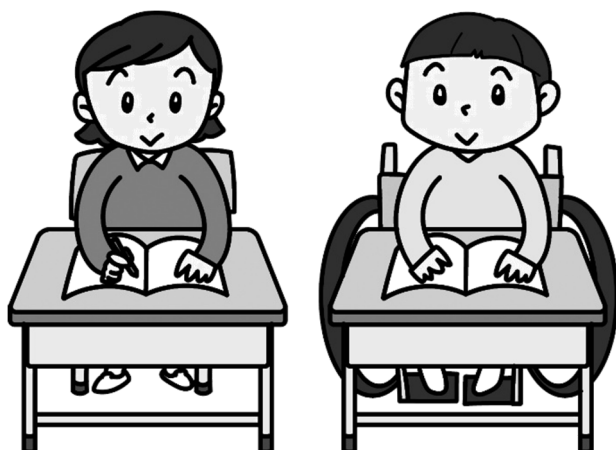
中学部の生徒数は、ほぼ減少傾向にあり、2018（平成 30）年度は 2013（平成 25）年度と比べて、10 人（58.8％）減の 7 人となっています。

高等部の生徒数は、増減を繰り返しつつも全体としては減少傾向にあり、2018（平成 30）年度は 2013（平成 25）年度と比べて、7 人（36.8％）減の 12 人となっています。

特別支援学校の児童・生徒数の推移



資料：たちばな支援学校（各年度 5 月 1 日現在）



第2節 アンケートからみる現状

1. 「有田市第2次障害者計画策定に係るニーズ調査」の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「有田市第2次障害者基本計画」を策定するにあたり、障がいのある人やその保護者、介助者の方々の現状やご意見・ご要望をうかがい、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査概要

- 調査地域：有田市全域
- 調査対象者：有田市内在住の障害者手帳所持者 1,000人
- 抽出方法：無作為抽出
- 調査期間：平成30年10月26日（金）～平成30年11月12日（月）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 回収状況：有効回収数：438、有効回収率：43.8%

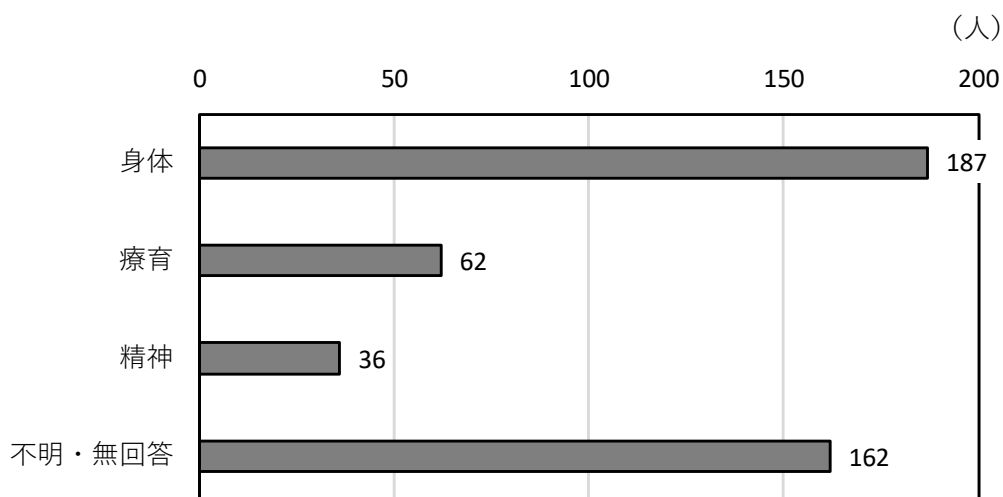
(3) 結果分析の見方

- 回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。このため、単数回答（複数の選択肢から1つを選ぶ方式）の設問であっても、合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。このため、合計が100.0%を超えることがあります。
- 「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていないか、回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人の数）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢については、長い文を簡略化している場合があります。

2. 「有田市第2次障害者計画策定に係るニーズ調査」の結果

■回答者の内訳（障がい種別）（複数回答）

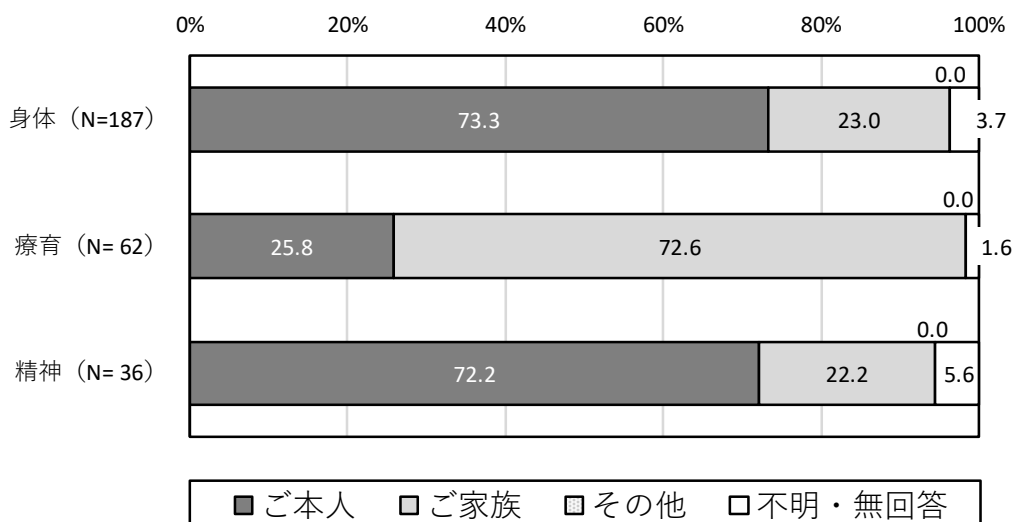
回答者の内訳は、身体障害者手帳所持者（以下、「身体」という。）が187人（42.7%）、療育手帳所持者（以下、「療育」という。）が62人（14.2%）、精神障害者保健福祉手帳所持者（以下、「精神」という。）が36人（8.2%）、不明・無回答が162人（37.0%）となっています。（複数の手帳を所持している人があるため、構成比の合計は、100.0%にはなりません）



■誰が回答したか（単数回答）

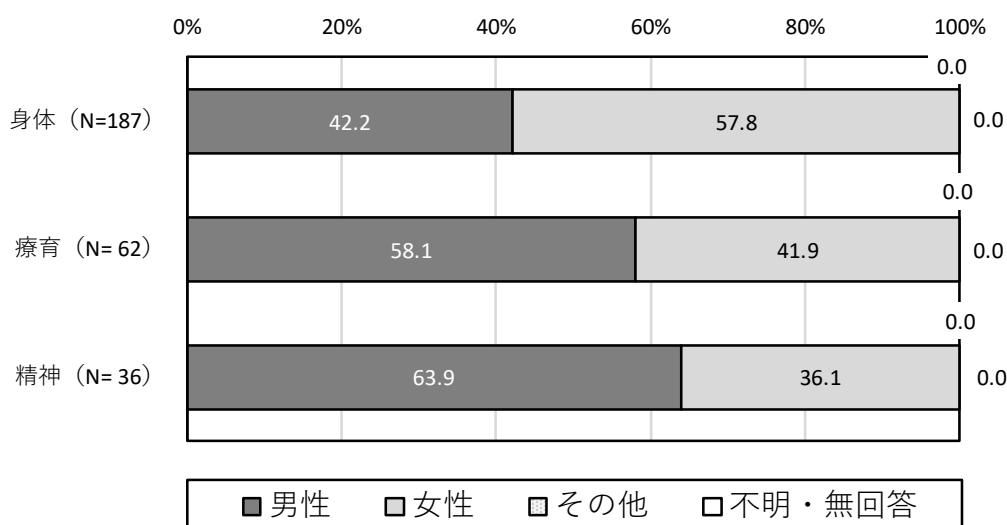
（ご本人が回答されない場合は、ご家族または介助者の方に代わりに回答していただいています）

身体では、「ご本人」が73.3%、「ご家族」が23.0%となっています。療育では、「ご本人」が25.8%、「ご家族」が72.6%となっています。精神では、「ご本人」が72.2%、「ご家族」が22.2%となっています。



■性別（単数回答）

身体では、「男性」が42.2%、「女性」が57.8%となっています。療育では、「男性」が58.1%、「女性」が41.9%となっています。精神では、「男性」が63.9%、「女性」が36.1%となっています。

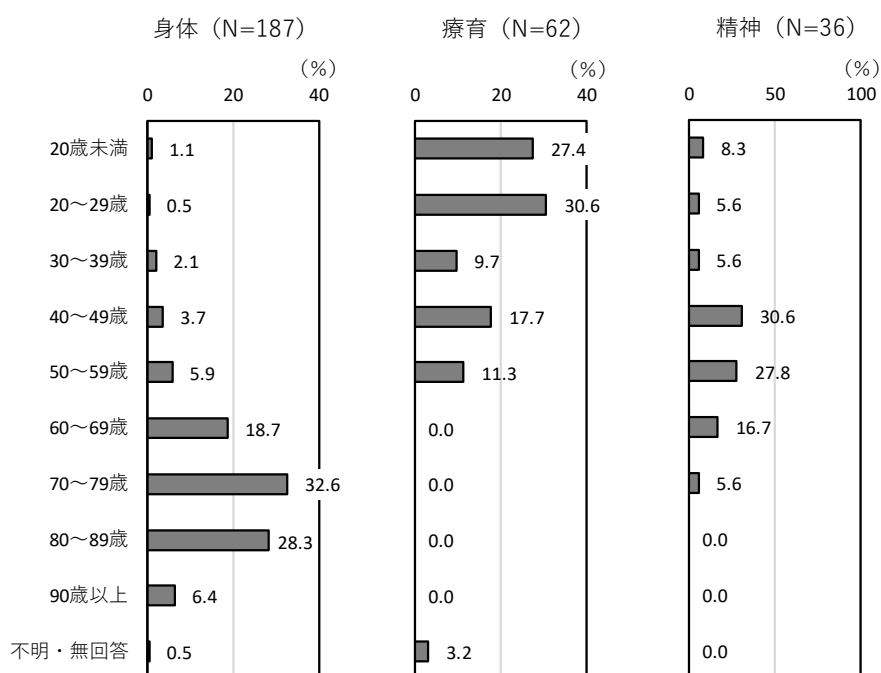


■年齢（数字を記入）

身体では、「70～79 歳」が32.6%と最も多く、次いで「80～89 歳」が28.3%、「60～69 歳」が18.7%となっています。

療育では、「20～29 歳」が30.6%と最も多く、次いで「20 歳未満」が27.4%、「40～49 歳」が17.7%となっています。

精神では、「40～49 歳」が30.6%と最も多く、次いで「50～59 歳」が27.8%、「60～69 歳」が16.7%となっています。

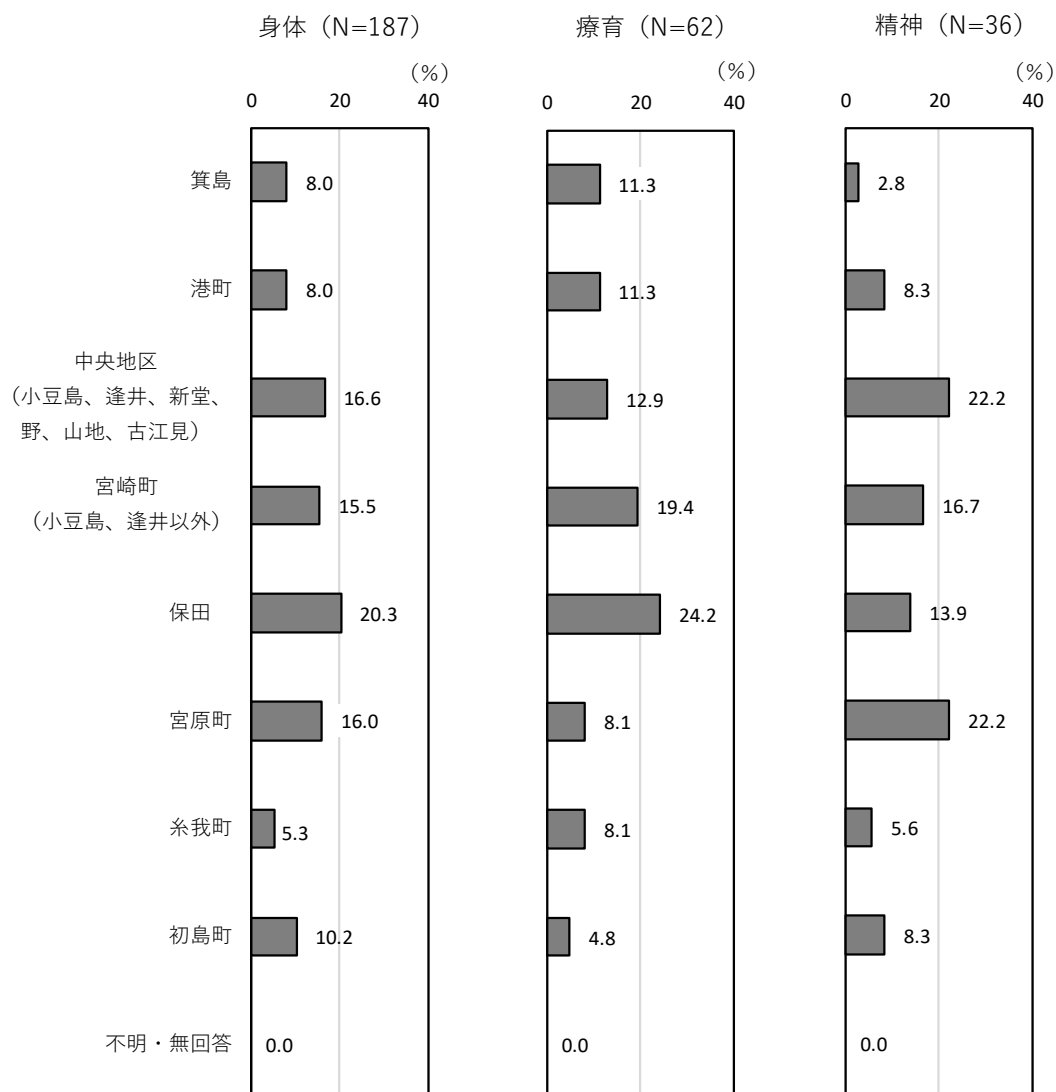


■居住地区（単数回答）

身体では、「保田」が20.3%と最も多く、次いで「中央地区」が16.6%、「宮原町」が16.0%となっています。

療育では、「保田」が24.2%と最も多く、次いで「宮崎町」が19.4%、「中央地区」が12.9%となっています。

精神では、「中央地区」と「宮原町」が共に22.2%と最も多く、次いで「宮崎町」が16.7%となっています。

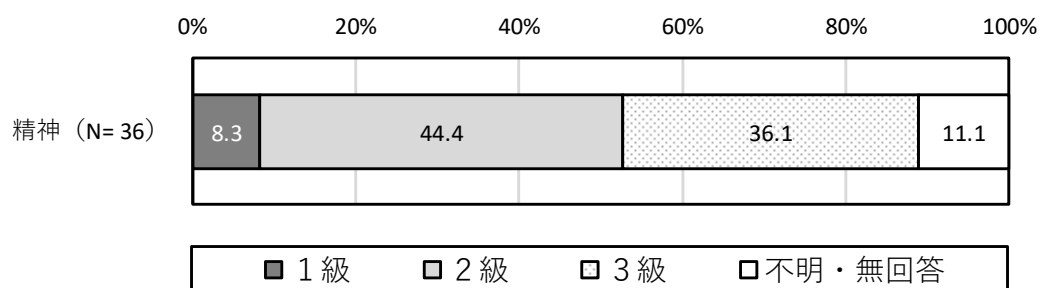
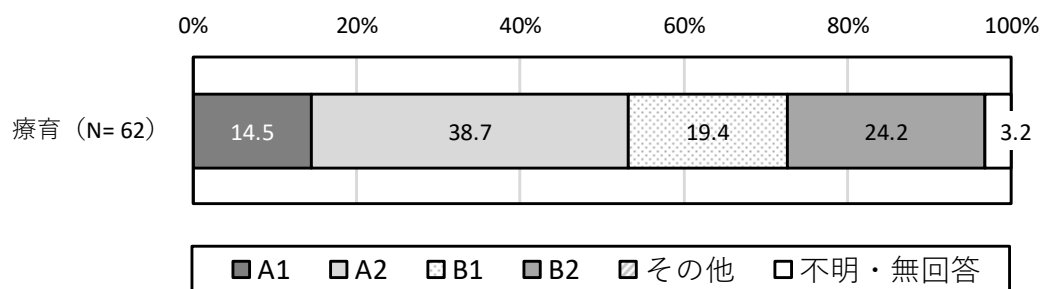
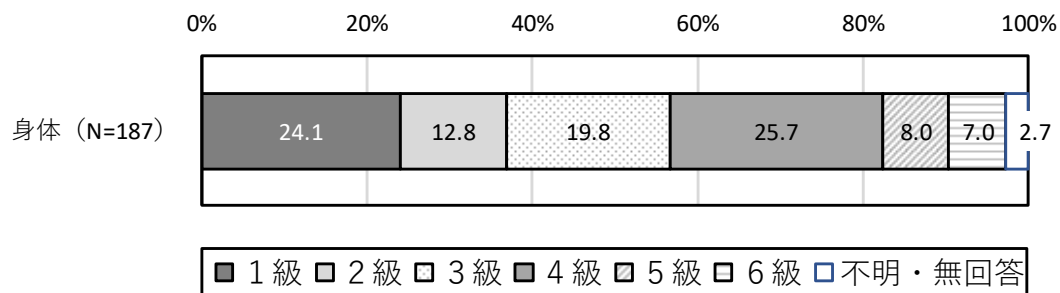


■手帳の等級（単数回答）

身体では、「4級」が25.7%と最も多く、次いで「1級」が24.1%、「3級」が19.8%となっています。

療育では、「A2」が38.7%と最も多く、次いで「B2」が24.2%、「B1」が19.4%となっています。

精神では、「2級」が44.4%と最も多く、次いで「3級」が36.1%、「1級」が8.3%となっています。

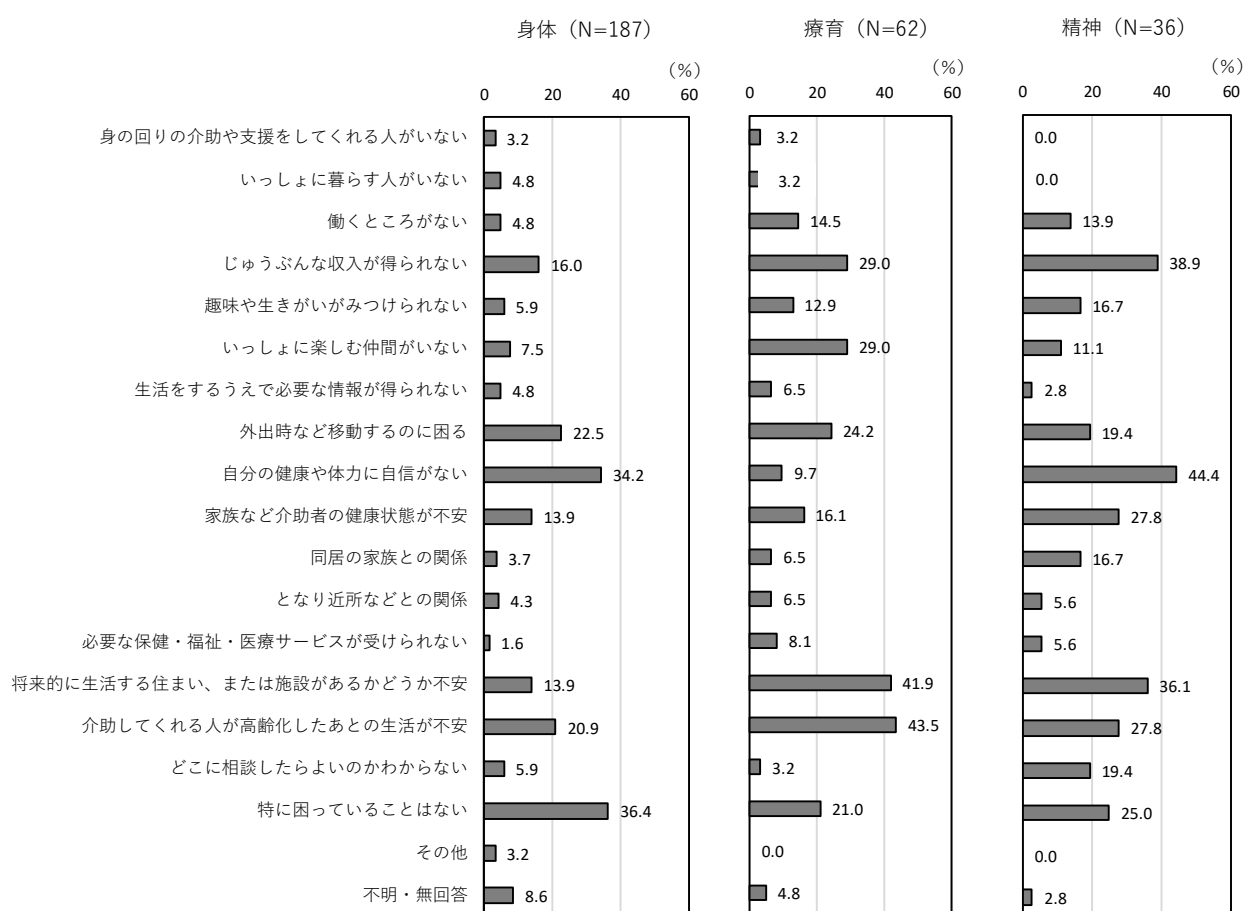


■現在の生活で困っていることや不安に思っていること（複数回答）

身体では、「特に困っていることはない」が 36.4%と最も多く、次いで「自分の健康や体力に自信がない」が 34.2%、「外出時など移動するのに困る」が 22.5%となっています。

療育では、「介助してくれる人が高齢化したあとの生活が不安」が 43.5%と最も多く、次いで「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が 41.9%、「じゅうぶんな収入が得られない」と「いっしょに楽しむ仲間がいない」が共に 29.0%となっています。

精神では、「自分の健康や体力に自信がない」が 44.4%と最も多く、次いで「じゅうぶんな収入が得られない」が 38.9%、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が 36.1%となっています。



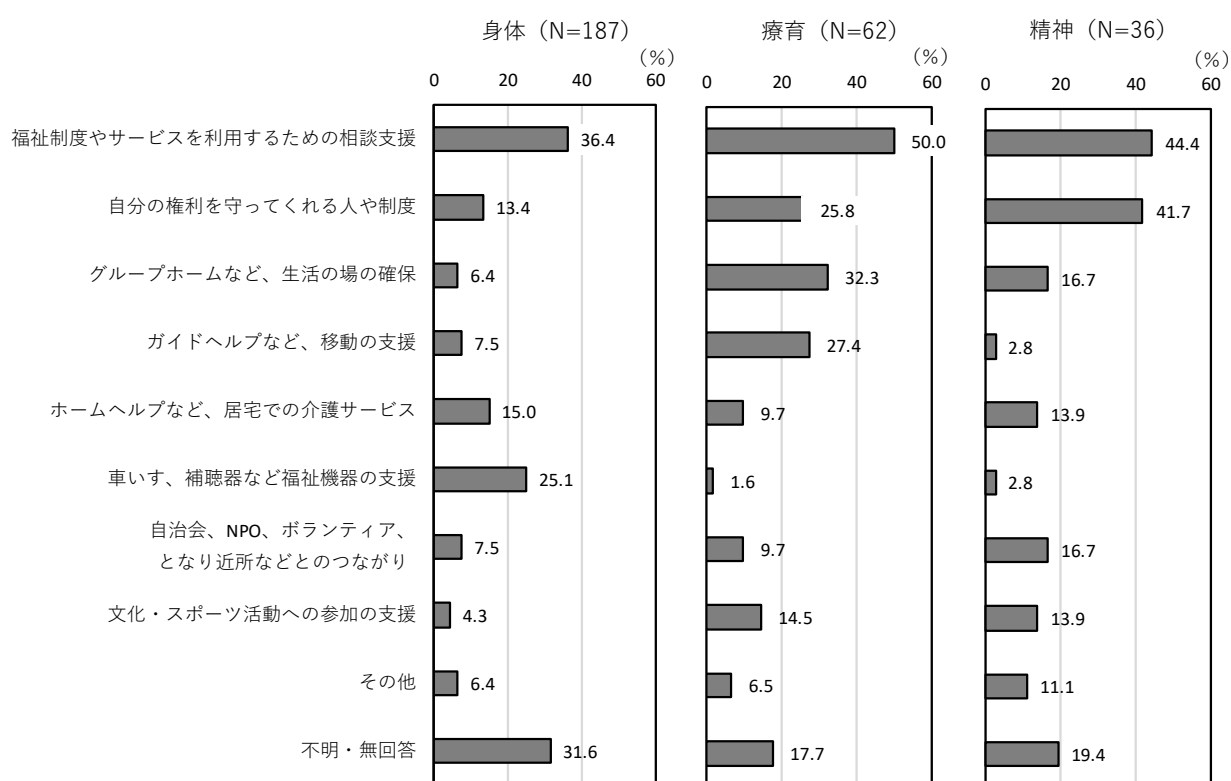
「特に困っていることはない」と答えた人は、最も多い身体でも3割台にとどまっており、療育と精神では2割台でした。不安や困りごとの内容としては、収入や健康、将来の生活の場や介助者の高齢化などをあげる声が多く、将来にわたって身近な地域で安心して生活していけるような、医療・就労・住居・生活などに関するサービスのいっそうの充実が求められています。

■毎日の生活を送るうえで、特に必要な支援・サービス（複数回答）

身体では、「福祉制度やサービスを利用するための相談支援」が36.4%と最も多く、次いで「車いす、補聴器など福祉機器の支援」が25.1%、「ホームヘルプなど、居宅での介護サービス」が15.0%となっています。

療育では、「福祉制度やサービスを利用するための相談支援」が50.0%と最も多く、次いで「グループホームなど、生活の場の確保」が32.3%、「ガイドヘルプなど、移動の支援」が27.4%となっています。

精神では、「福祉制度やサービスを利用するための相談支援」が44.4%と最も多く、次いで「自分の権利を守ってくれる人や制度」が41.7%、「グループホームなど、生活の場の確保」と「自治会、NPO、ボランティア、となり近所などとのつながり」が16.7%となっています。



相談支援を望む声が多いことから、いつでも、何でも相談できるような窓口の整備や、相談から必要なサービスに円滑につなげる仕組みづくりが、重要となっています。

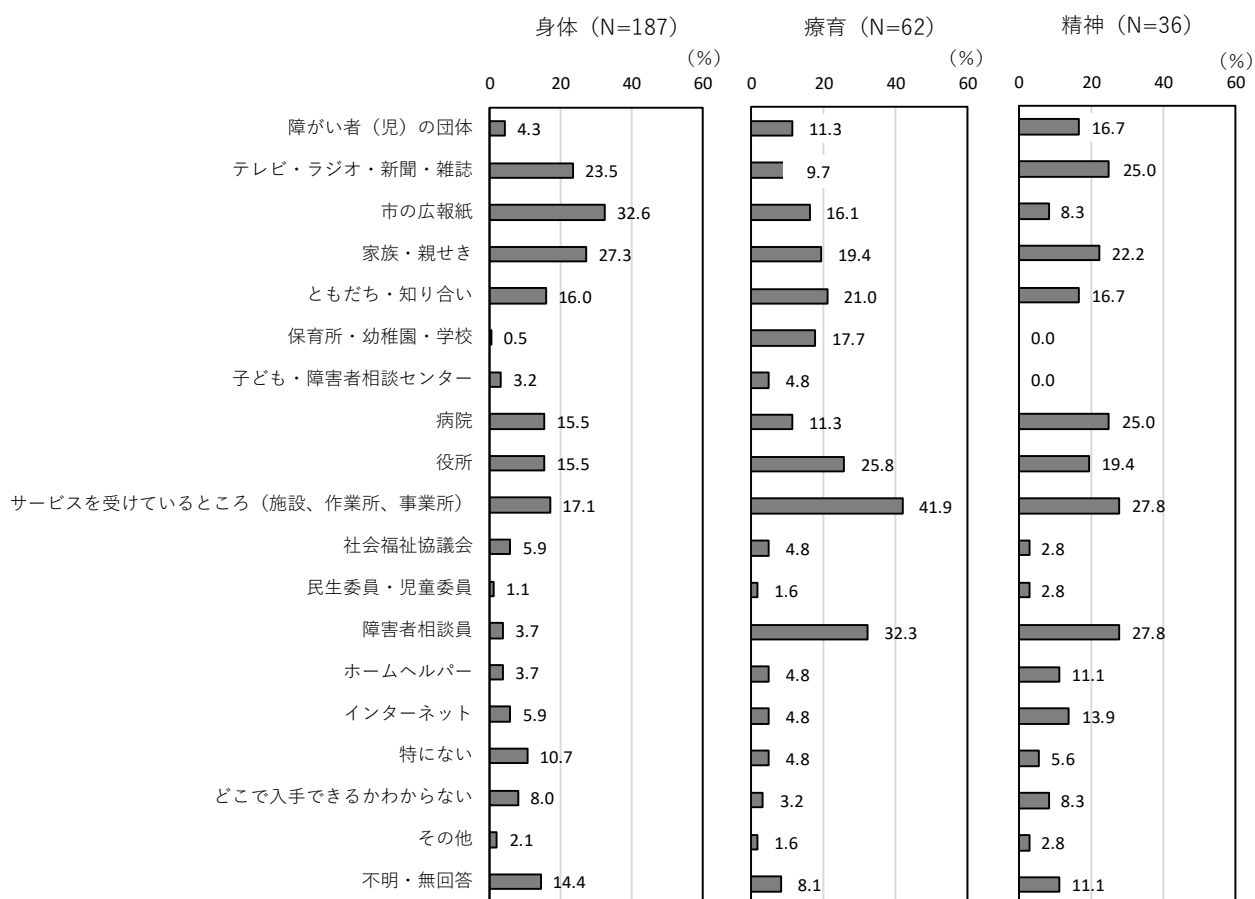
また、身体では福祉機器の支援、療育では生活の場の確保や移動支援、精神では権利を守るための人や制度を求める声も多いことから、日常生活用具等の給付事業や、グループホームなどの整備、成年後見制度・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及とそれを支える人の育成なども、重要な課題となっています。

■サービスに関する情報の入手先（複数回答）

身体では、「市の広報紙」が32.6%と最も多く、次いで「家族・親せき」が27.3%、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が23.5%となっています。

療育では、「サービスを受けているところ」が41.9%と最も多く、次いで「障害者相談員」が32.3%、「役所」が25.8%となっています。

精神では、「サービスを受けているところ」と「障害者相談員」が27.8%と最も多く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」と「病院」が共に25.0%となっています。



市の広報紙をはじめ、家族やともだちなど身近な人や、病院や施設・障害者相談員などを通じて情報を入手している様子がうかがえます。

広報紙においては、様々な障がいの状況に応じた情報発信や表現の工夫をいっそう推進するとともに、関連機関や団体に対しても、積極的に情報発信していくことが重要となっています。

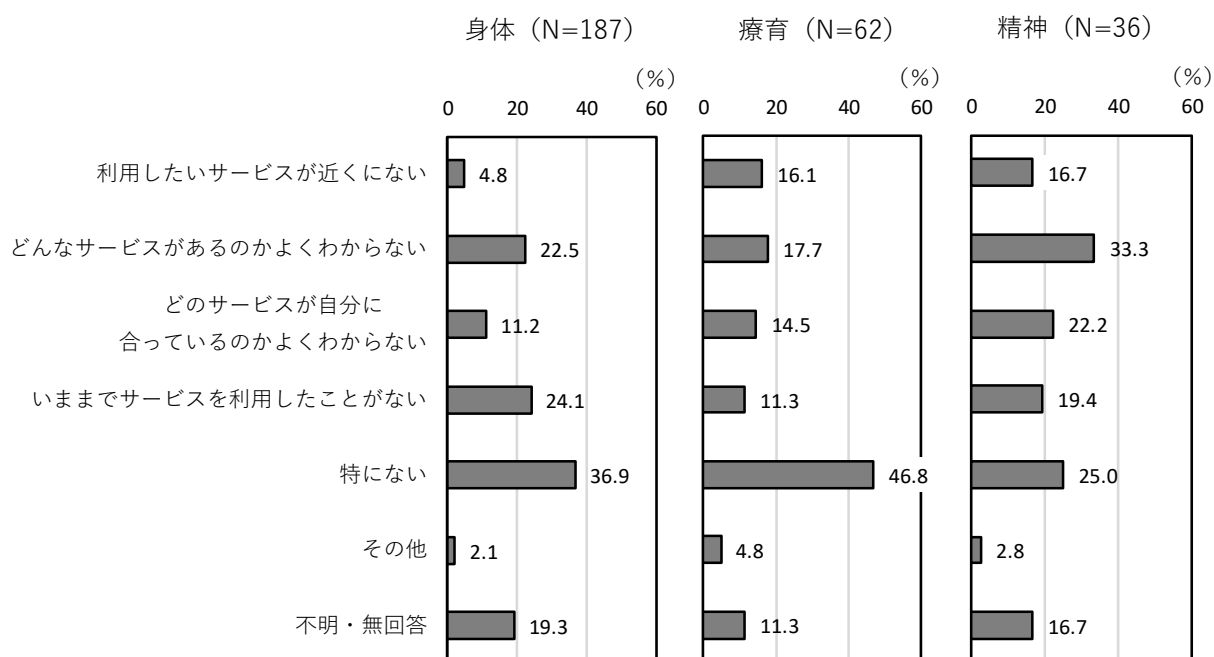
また、「インターネット」と答えた人は最も多い精神でも1割台でしたが、今後ますます重要な情報源となることが見込まれるため、市のホームページなどにおいても、必要な情報を探しやすく、誰にとっても見やすくする工夫が必要だと考えられます。

■サービスの利用について不満や困ったこと（複数回答）

身体では、「特にない」が36.9%と最も多く、次いで「いままでサービスを利用したことがない」が24.1%、「どんなサービスがあるのかよくわからない」が22.5%となっています。

療育では、「特にない」が46.8%と最も多く、次いで「どんなサービスがあるのかよくわからない」が17.7%、「利用したいサービスが近くにない」が16.1%となっています。

精神では、「どんなサービスがあるのかよくわからない」が33.3%と最も多く、次いで「特にない」が25.0%、「どのサービスが自分に合っているのかよくわからない」が22.2%となっています。



「どんなサービスがあるのかよくわからない」「どのサービスが自分に合っているのかよくわからない」などの声もあることから、計画相談支援をはじめ、相談支援体制のいっそうの充実と、わかりやすい広報・啓発などの推進が重要となっています。

また、「サービスを利用したことがない」と答えた人の中には、受けられるサービスがあることを知らない人も含まれている可能性があることから、支援を必要としている人を積極的に探し出し、福祉につなげるような取組も、重要であると考えられます。

■事業や制度の認知度（単数回答）

<日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）について>

身体では、「知っている」が19.8%、「知らない」が57.2%となっています。

療育では、「知っている」が21.0%、「知らない」が66.1%となっています。

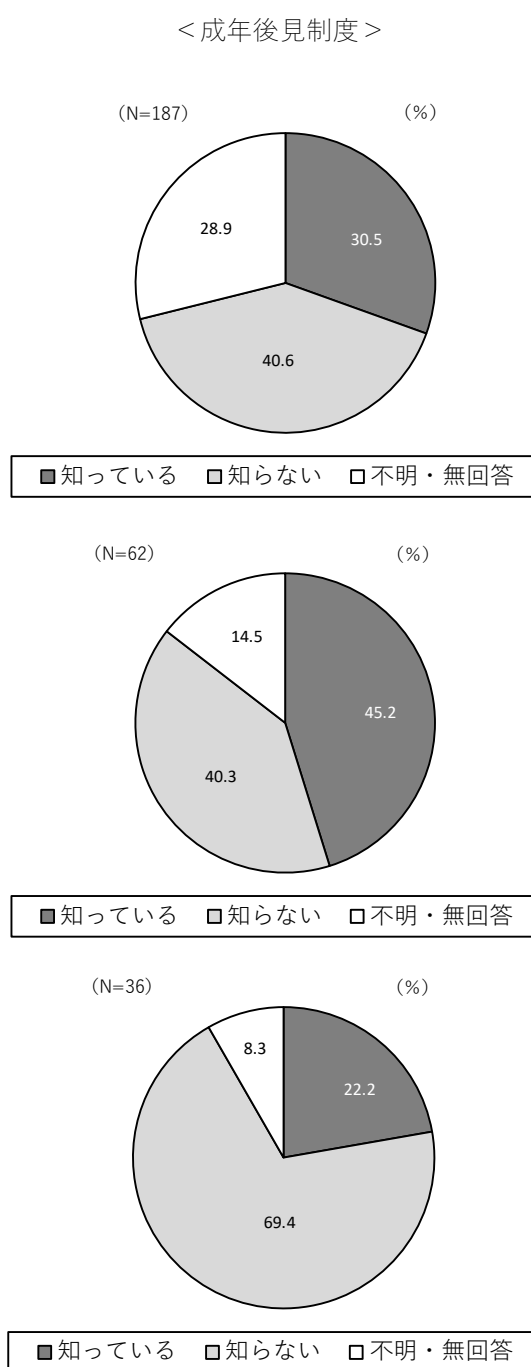
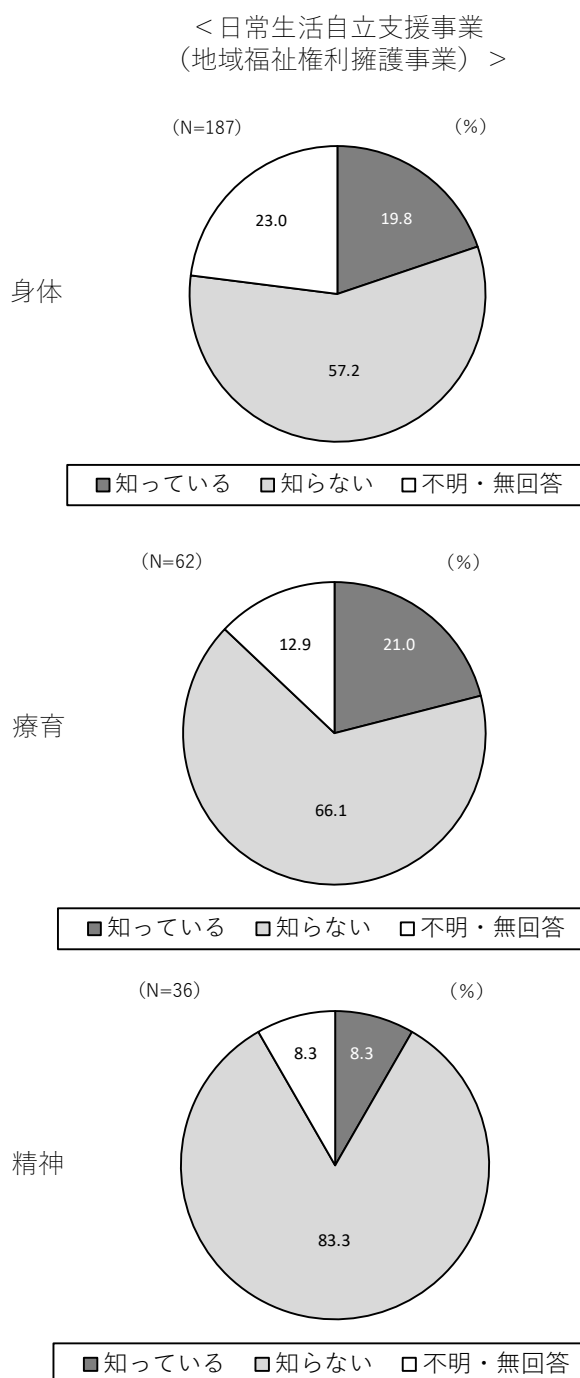
精神では、「知っている」が8.3%、「知らない」が83.3%となっています。

<成年後見制度について>

身体では、「知っている」が30.5%、「知らない」が40.6%となっています。

療育では、「知っている」が45.2%、「知らない」が40.3%となっています。

精神では、「知っている」が22.2%、「知らない」が69.4%となっています。



日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）、成年後見制度いずれも、認知度は不十分であることがわかります。

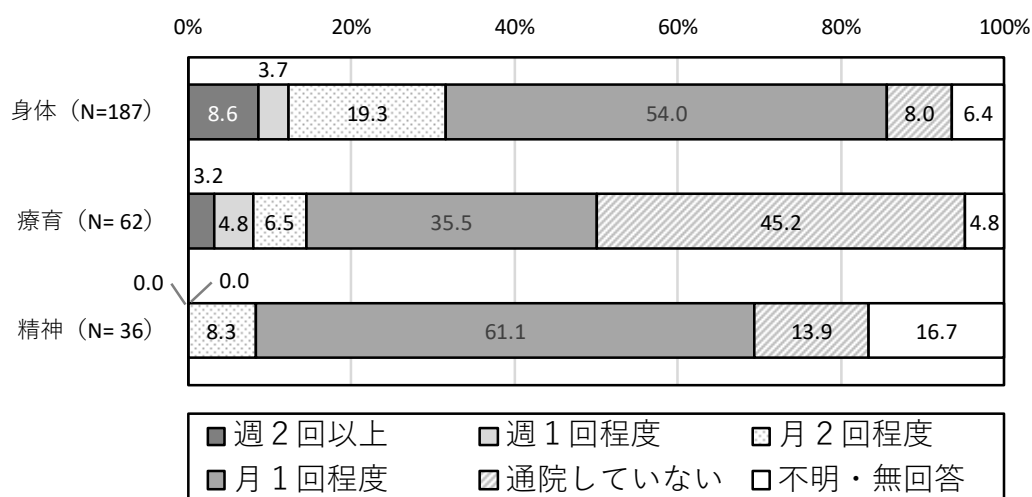
高齢化を背景に、これらの事業・制度は今後ますます重要になると考えられることから、いっそうの啓発・周知と、事業・制度を支える人材の育成が課題となっています。

■通院の頻度（単数回答）

身体では、「月1回程度」が54.0%と最も多く、次いで「月2回程度」が19.3%、「週2回以上」が8.6%となっています。

療育では、「通院していない」が45.2%と最も多く、次いで「月1回程度」が35.5%、「月2回程度」が6.5%となっています。

精神では、「月1回程度」が61.1%と最も多く、次いで「通院していない」が13.9%、「月2回程度」が8.3%となっています。



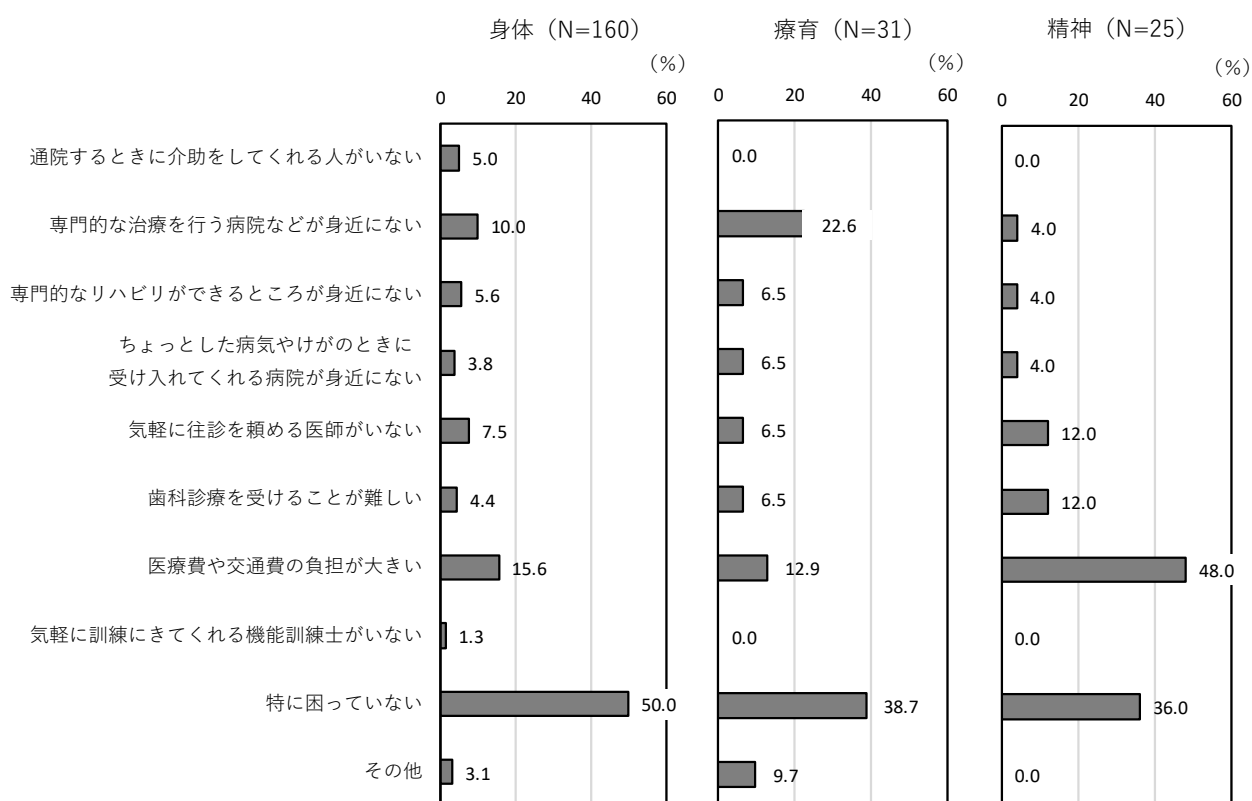
身体では8割以上、療育では半数、精神では7割近い人が月1回以上、通院しており、通院に関わる困りごとなど（次ページ参照）を解消することは、高齢化を背景に今後ますます重要になると考えられます。

■通院などで困ること（通院している人への質問）（複数回答）

身体では、「特に困っていない」が50.0%と最も多く、次いで「医療費や交通費の負担が大きい」が15.6%、「専門的な治療を行う病院などが身近にない」が10.0%となっています。

療育では、「特に困っていない」が38.7%と最も多く、次いで「専門的な治療を行う病院などが身近にない」が22.6%、「医療費や交通費の負担が大きい」が12.9%となっています。

精神では、「医療費や交通費の負担が大きい」が48.0%と最も多く、次いで「特に困っていない」が36.0%、「気軽に往診を頼める医師がいない」と「歯科診療を受けることが難しい」が12.0%となっています。



身体・療育・精神共に、経済的な負担の大きさを指摘する声が多いことから、各種給付・助成事業の推進や、移動にかかる交通費の援助などが重要となっています。

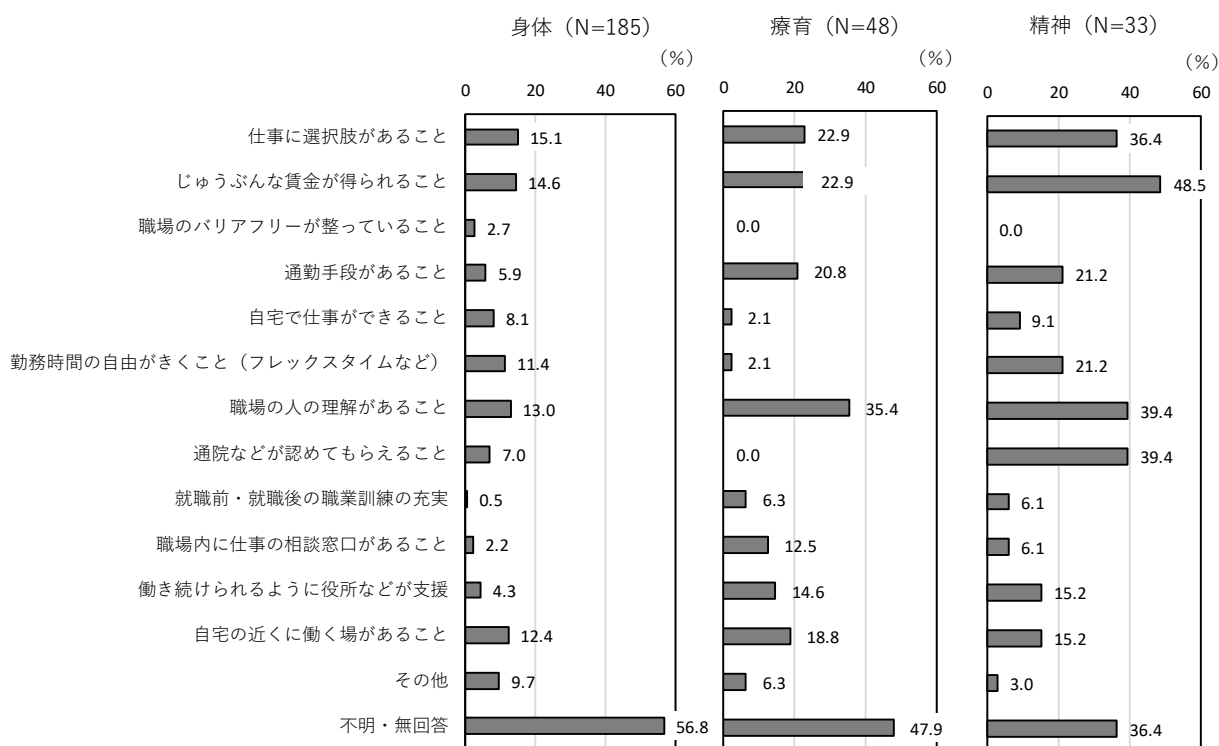
また、身体と療育では「専門的な治療を行う病院などが身近にない」という声や、精神では「気軽に往診を頼める医師がいない」「歯科診療を受けることが難しい」などの声もみられることから、地域での医療支援体制とともに、地域の医師会・歯科医師会とも連携した身近な医療体制の強化も、課題となっています。

■働くうえで重要なこと（18歳以上の人への質問）（複数回答）

身体では、「仕事に選択肢があること」が15.1%と最も多く、次いで「じゅうぶんな賃金が得られること」が14.6%、「職場の人の理解があること」が13.0%となっています。

療育では、「職場の人の理解があること」が35.4%と最も多く、次いで「仕事に選択肢があること」と「じゅうぶんな賃金が得られること」が共に22.9%となっています。

精神では、「じゅうぶんな賃金が得られること」が48.5%と最も多く、次いで「職場の人の理解があること」と「通院などが認めてもらえること」が共に39.4%となっています。



身体では比較的意見がばらけて（分散して）いますが、全体としては仕事の選択肢の豊富さや、じゅうぶんな賃金、職場の理解、通院などに融通のきく勤務体制、近所での就労などを求める声が多くなっています。

民間企業等に障がいのある人の雇用を促進するよう働きかけるとともに、行政自身も、障がいのある人が快適に働ける環境を整備し、雇用を拡大するよう努めることが重要となっています。

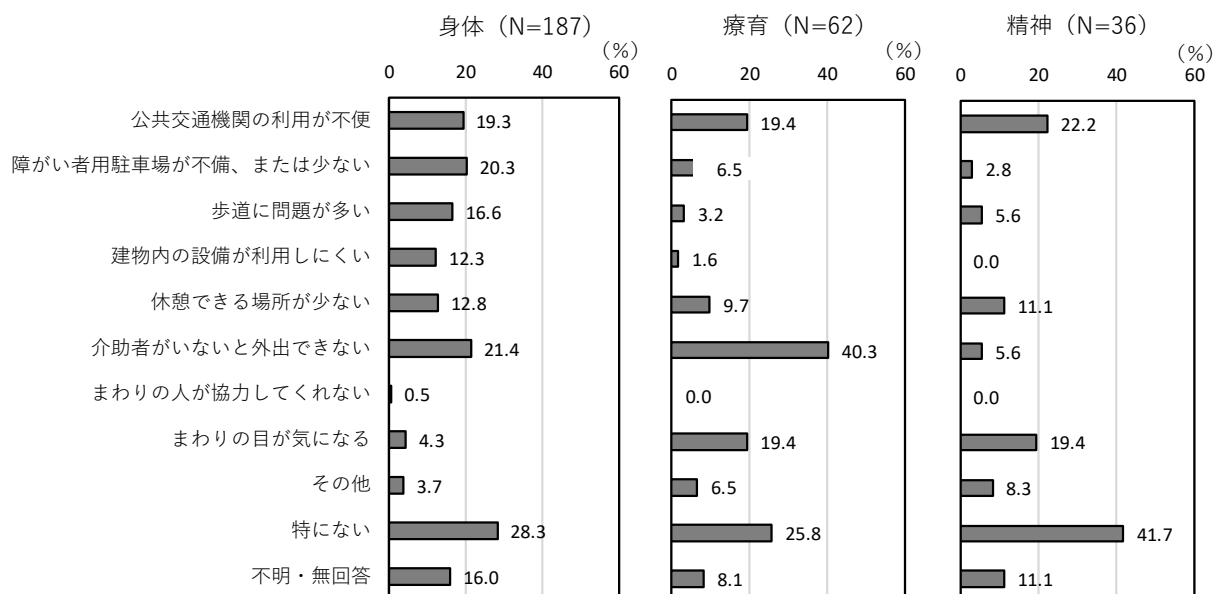
また、障がいのある人の就労施設等の運営に対する支援などを通じ、雇用の場の確保と拡大、賃金のアップなどを支援することも重要となっています。

■外出の際に不便に感じたり困ること（複数回答）

身体では、「特にない」が28.3%と最も多く、次いで「介助者がいないと外出できない」が21.4%、「障がい者用駐車場が不備、または少ない」が20.3%となっています。

療育では、「介助者がいないと外出できない」が40.3%と最も多く、次いで「特にない」が25.8%、「公共交通機関の利用が不便」と「まわりの目が気になる」が共に19.4%となっています。

精神では、「特にない」が41.7%と最も多く、次いで「公共交通機関の利用が不便」が22.2%、「まわりの目が気になる」が19.4%となっています。



「障がい者用駐車場が不備」といったハード面に関する声と、公共交通機関が使いづらい、介助者が必要、まわりの目が気になるといった環境的な要因を指摘する声が多くなっています。

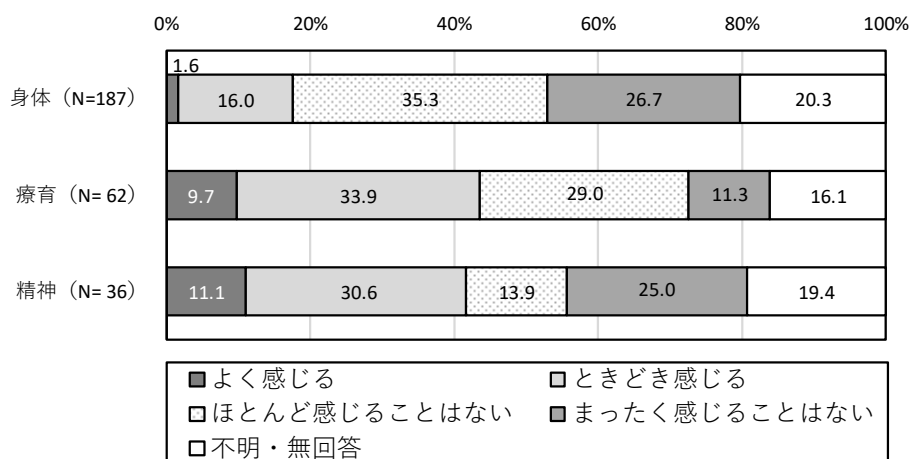
このため、公共施設等のバリアフリー化をいっそう推進するとともに、公共性の高い企業や施設等に対しても、合理的配慮に基づく施設や設備のバリアフリー化や、障がいのある人に対する適切な対応の仕方について啓発を行い、誰もが安心して外出できるまちづくりを進めていくことが重要となっています。

■日常生活で、差別や偏見、疎外感を感じることもあるか （単数回答）

身体では、「ほとんど感じることはない」が35.3%と最も多く、次いで「まったく感じることはない」が26.7%、「ときどき感じる」が16.0%となっています。

療育では、「ときどき感じる」が33.9%と最も多く、次いで「ほとんど感じることはない」が29.0%、「まったく感じることはない」が11.3%となっています。

精神では、「ときどき感じる」が30.6%と最も多く、次いで「まったく感じることはない」が25.0%、「ほとんど感じることはない」が13.9%となっています。



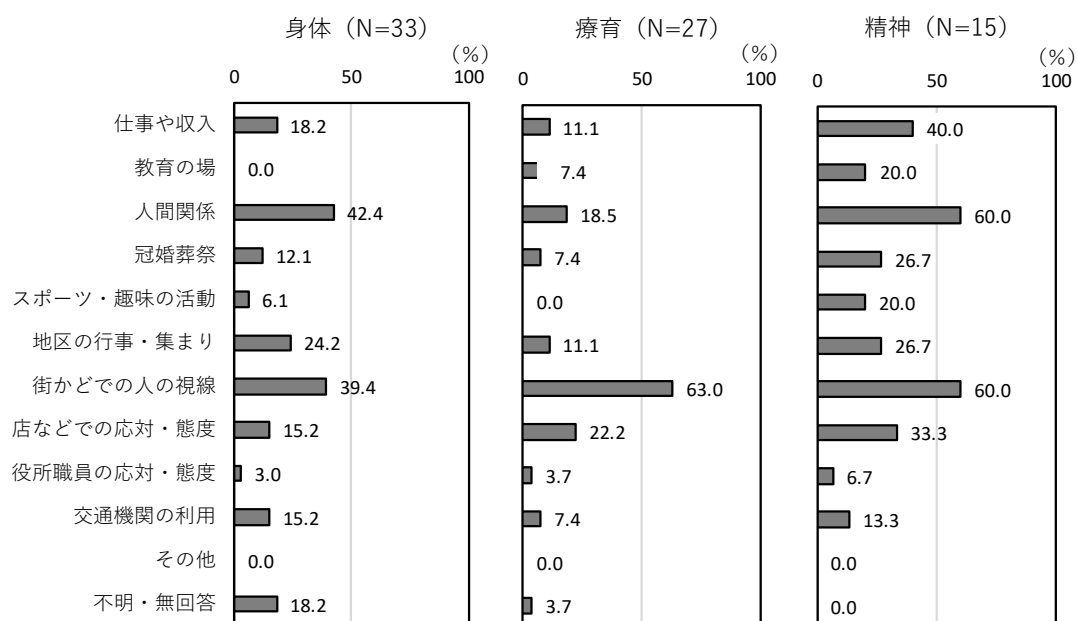
■差別や偏見、疎外感をどのようなときに感じるか

（差別や偏見、疎外感を感じることがあると答えた人への質問） （複数回答）

身体では、「人間関係」が42.4%と最も多く、次いで「街かどでの人の視線」が39.4%、「地区の行事・集まり」が24.2%となっています。

療育では、「街かどでの人の視線」が63.0%と最も多く、次いで「店などでの対応・態度」が22.2%、「人間関係」が18.5%となっています。

精神では、「人間関係」と「街かどでの人の視線」が共に60.0%と最も多く、次いで「仕事や収入」が40.0%となっています。



差別や偏見、疎外感を「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた割合は、身体が17.6%、療育が43.6%、精神が41.7%と、特に療育と精神で多くなっています。

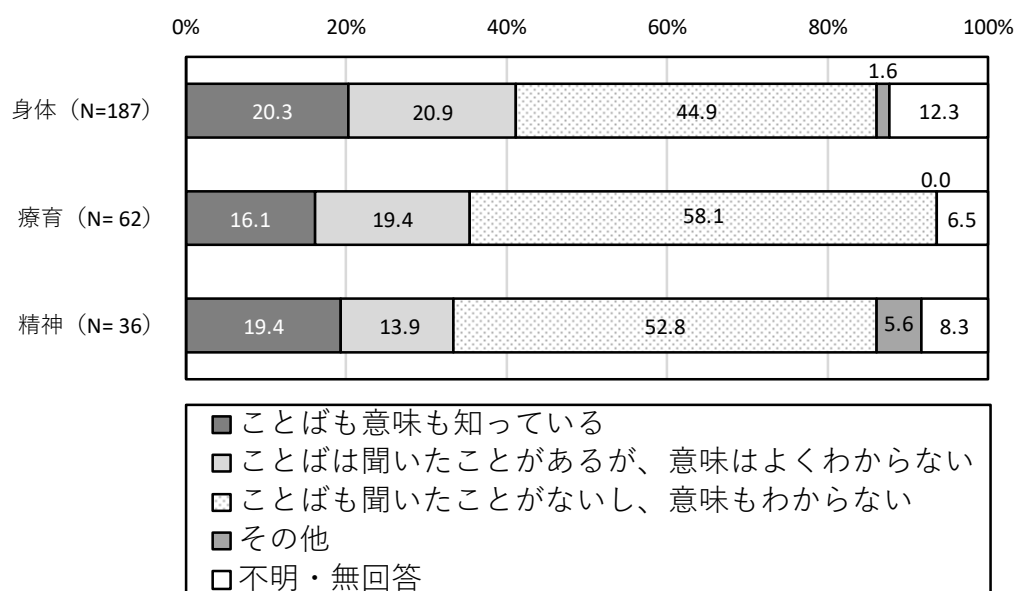
「人間関係」や「街かどでの視線」「店などでの対応・態度」で差別などを感じるという声が多いことから、幼児期教育から学校教育、生涯学習等を通じて、障がいに対する理解の促進に努めるとともに、障がいのある人もない人も互いに交流を深めるような場づくりなどが重要となっています。

■「合理的配慮」ということばを知っているか（単数回答）

身体では、「ことばも聞いたことがないし、意味もわからない」が44.9%と最も多く、次いで「ことばは聞いたことがあるが、意味はよくわからない」が20.9%、「ことばも意味も知っている」が20.3%となっています。

療育では、「ことばも聞いたことがないし、意味もわからない」が58.1%と最も多く、次いで「ことばは聞いたことがあるが、意味はよくわからない」が19.4%、「ことばも意味も知っている」が16.1%となっています。

精神では、「ことばも聞いたことがないし、意味もわからない」が52.8%と最も多く、次いで「ことばも意味も知っている」が19.4%、「ことばは聞いたことがあるが、意味はよくわからない」が13.9%となっています。

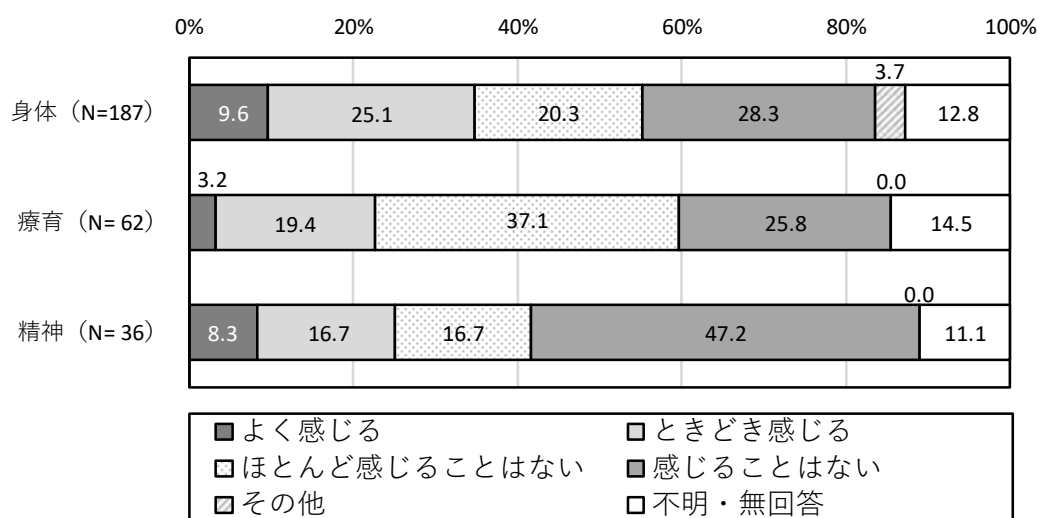


■外出先などで、手助けしてもらったと感じることがあるか （単数回答）

身体では、「感じることはない」が28.3%と最も多く、次いで「ときどき感じる」が25.1%、「ほとんど感じることはない」が20.3%となっています。

療育では、「ほとんど感じることはない」が37.1%と最も多く、次いで「感じることはない」が25.8%、「ときどき感じる」が19.4%となっています。

精神では、「感じることはない」が47.2%と最も多く、次いで「ときどき感じる」と「ほとんど感じることはない」が共に16.7%となっています。



合理的配慮は「障害者差別解消法」の重要な理念ですが、障がいのある人自身にも、じゅうぶんに認知されているとは言えない状況です。

手助けしてもらったと「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた割合は、身体が34.7%、療育が22.6%、精神が25.0%と、合理的配慮の実践面でも、じゅうぶんに市民に普及しているとは言えません。

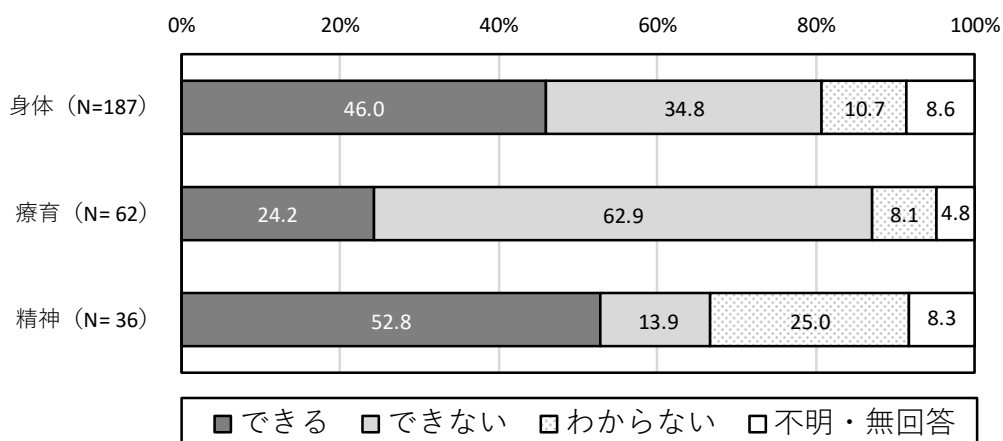
このため、合理的配慮の意味や具体例などを市民に啓発するとともに、学校教育や生涯学習などを通じて、障がいのある人に対する適切な支援の仕方を広く普及させることが、重要となっています。

■地震など災害発生時に、一人で避難できるか（単数回答）

身体では、「できる」が46.0%と最も多く、次いで「できない」が34.8%、「わからない」が10.7%となっています。

療育では、「できない」が62.9%と最も多く、次いで「できる」が24.2%、「わからない」が8.1%となっています。

精神では、「できる」が52.8%と最も多く、次いで「わからない」が25.0%、「できない」が13.9%となっています。

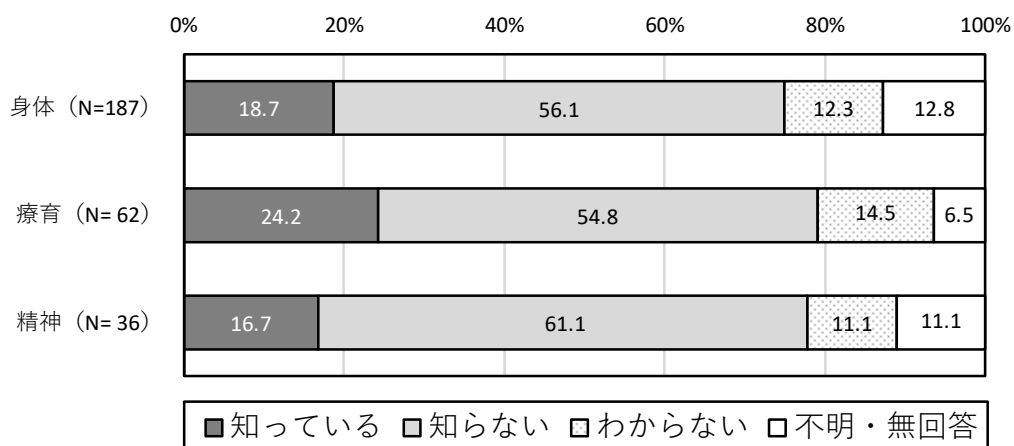


■福祉避難所を知っているか（単数回答）

身体では、「知らない」が56.1%と最も多く、次いで「知っている」が18.7%、「わからない」が12.3%となっています。

療育では、「知らない」が54.8%と最も多く、次いで「知っている」が24.2%、「わからない」が14.5%となっています。

精神では、「知らない」が61.1%と最も多く、次いで「知っている」が16.7%、「わからない」が11.1%となっています。

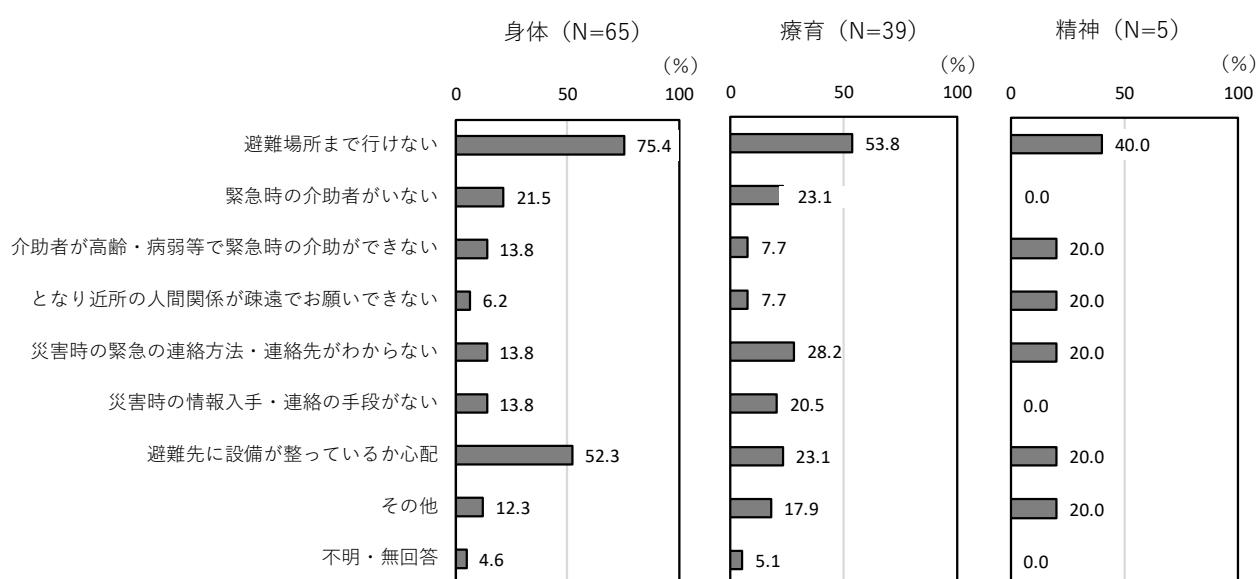


■避難するときに困ること（複数回答）

身体では、「避難所まで行けない」が75.4%と最も多く、次いで「避難先に設備が整っているか心配」が52.3%、「緊急時の介助者がいない」が21.5%となっています。

療育では、「避難所まで行けない」が53.8%と最も多く、次いで「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」が28.2%、「緊急時の介助者がいない」と「避難先に設備が整っているか心配」が共に23.1%となっています。

精神では、「避難所まで行けない」が40.0%と最も多く、次いで「介助者が高齢・病弱等で緊急時の介助ができない」「となり近所の人間関係が疎遠でお願いできない」「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」「避難先に設備が整っているか心配」「その他」がそれぞれ20.0%となっています。

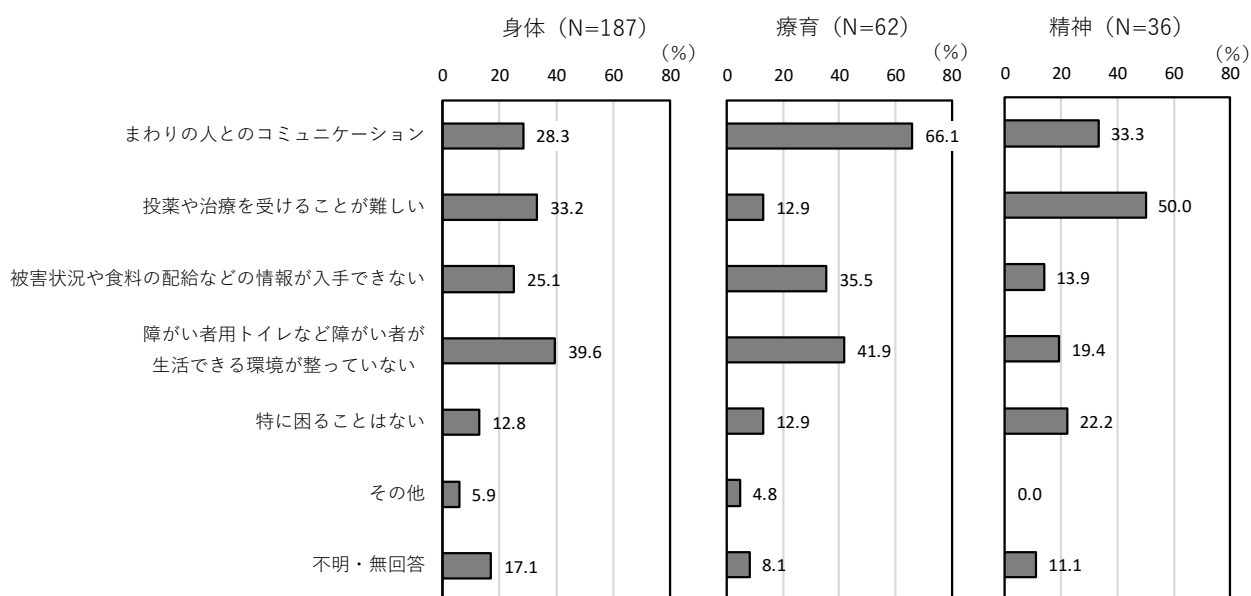


■避難所で困ると思うこと （複数回答）

身体では、「障がい者用トイレなど障がい者が生活できる環境が整っていない」が 39.6%と最も多く、次いで「投薬や治療を受けることが難しい」が 33.2%、「まわりの人とのコミュニケーション」が 28.3%となっています。

療育では、「まわりの人とのコミュニケーション」が 66.1%と最も多く、次いで「障がい者用トイレなど障がい者が生活できる環境が整っていない」が 41.9%、「被害状況や食料の配給などの情報が入手できない」が 35.5%となっています。

精神では、「投薬や治療を受けることが難しい」が 50.0%と最も多く、次いで「周りの人とのコミュニケーション」が 33.3%、「特に困ることはない」が 22.2%となっています。



災害時に一人で避難できると答えた人は、身体と精神では半数近く、療育では2割台にとどまっています。

南海トラフ地震などの発生も懸念される中、災害時に支援が必要な人に対する対策は、喫緊の課題となっています。

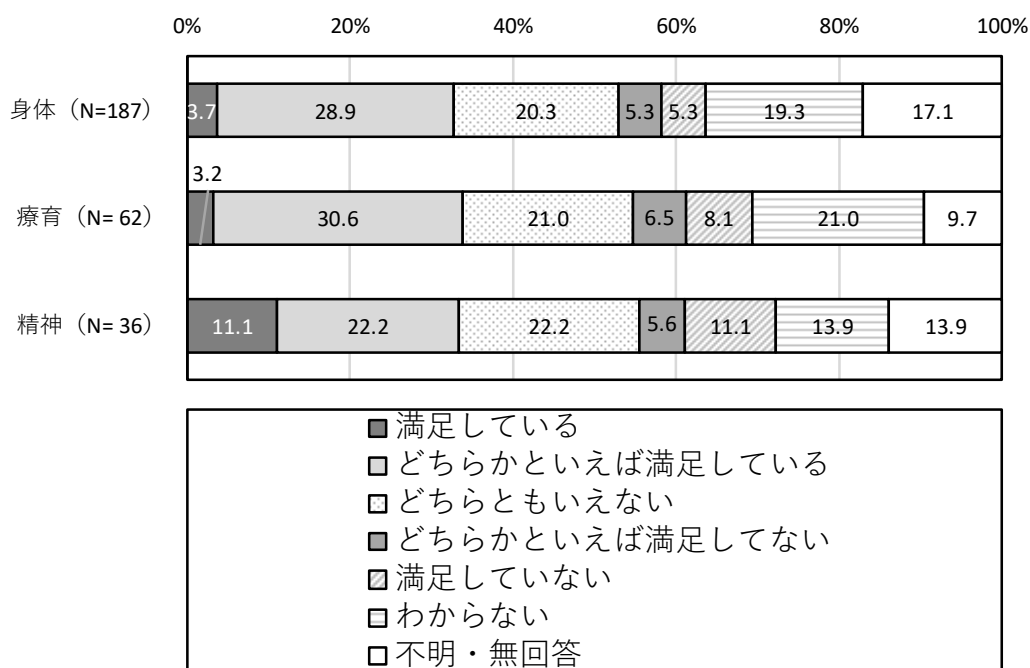
福祉避難所についても認知度は低く、「避難所まで行けない」「避難先に設備が整っているか心配」などの声もあることから、「避難行動要支援者名簿」の整備や、障がい者の状況に応じた緊急情報発信の工夫、避難所や福祉避難所の周知、障がいのある人の意見を反映させた避難所・福祉避難所の設備や備品などの充実など、自助・公助・共助による緊急時支援体制の整備などが、重要となっています。

■障がい福祉サービスに対する満足度 （単数回答）

身体では、「どちらかといえば満足している」が 28.9%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が 20.3%、「わからない」が 19.3%となっています。

療育では、「どちらかといえば満足している」が 30.6%と最も多く、次いで「どちらともいえない」と「わからない」が共に 21.0%となっています。

精神では、「どちらかといえば満足している」と「どちらともいえない」が共に 22.2%と最も多く、次いで「わからない」が 13.9%となっています。



「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせた割合は、身体が 32.6%、療育が 33.8%、精神が 33.3%となっています。

いっそうの満足度向上へ向け、行政と市民が一体となった福祉のまちづくりが重要となっています。

第3節 関連団体ヒアリングからみる現状

1. 「有田市第2次障害者基本計画策定に係るヒアリング調査」の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「有田市第2次障害者基本計画」を策定するにあたり、関係する団体・事業所等の皆さまの事業・活動の状況や、本市の取組に対するご意見、策定中の計画に生かすべき点などをうかがい、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査概要

- 調査地域：有田市全域
- 調査対象者：有田市内在住の障がい者福祉関連団体 15 団体
- 調査期間：平成30年11月29日（木）～平成30年12月7日（金）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 回収状況：有効回収数 10 団体、有効回収率 66.7%

(3) 結果分析の見方

- 回答は全て、自由記述方式です。回答のまとめは、記述内容の趣旨をくみ取り、要約しています。
- 類似意見は、一つにまとめています。
- 個人的な思いを述べたものなど、一部、省略しているものがあります。

2. 「有田市第2次障害者基本計画策定に係るヒアリング調査」の結果

(1) 団体の活動を継続・発展させる上での課題や必要な支援について。

- 活動を続けていくための人材確保や、障がい者に特化した接遇研修など職員のスキルアップに対する支援。
- 建物の狭さや津波（地震）の対策が課題であり、移転建替え等を視野に入れていく必要があるため、土地の提供や財政面でのバックアップ。
- 障がいのある人の未来を見据えた長期ビジョンと当面の短期ビジョンがあること。
- グループホームや作業所等、利用できるサービスを増やしてほしい。特に住居がほしい。

(2) 会員（利用者）の方の困りごとや不安に思っていることについて。

- 家族や頼りにしている人の高齢化などで、いずれは一人となってしまうこと。
- 「親なき後」の不安を切実に訴える保護者が増えている。
- 保護者の高齢化により、利用者の面倒がみれない。
- フットワークよく使えるサービスが少ない。
- 本人の適性に合った事業所がたくさんあると、選択の幅が広がる。
- 有田圏域でグループホームの数が少なく、空きがない。
- 重度の方々を受入れ可能なグループホームや、ショートステイを利用できるところがない。
- フォロー体制、ケア体制を実現する「資金」と「人材」がない。
- ボランティアを募集しても、集まらない。
- 住み慣れた地域での生活が継続していけるかが不安。

(3) 会員（利用者）の方が障がい者福祉サービス等を利用する上での困りごとや、不便に感じていることについて。

- 居宅介護を受ける際、希望通りの時間帯でサービスを受けられないことがある。（夜間帯、朝のケア時や朝の通院時、昼・夕食前の時間帯など）
- ショートステイが少ない。グループホームでの短期入所では、日中活動の場を別々に準備しないといけなかったり、週末はベッドが空いていないことも多い。
- 入所施設が有田圏域内になく、遠い。
- 就労継続支援A型の作業所が少ない。
- 自主製品の販売など、外へ向かったの発信が非常に少ないため、利用者の工賃アップにつながっていない。
- 移動の難しさ、交通手段の不便さ。

(4) あればいいと思う支援策について。

- 重度の方々の日中活動の場をグループホーム内でできればよい。
- 市役所の中や市が管理している施設でカフェのようなコミュニティスペースを設け、障がいのある人が働ける場所に。
- 利用者のレクリエーションデイ（休日利用）を設け、楽しく1日を過ごす。（送迎をどうするか、どこが受け入れるかなどが課題）
- 障がい者スポーツ大会や障がい者絵画展などの活動の基盤づくり。
- 24 時間電話相談所。
- 一人暮らしを体験できる施設。（入院中等）
- 機能訓練ができる施設。
- 児童を含め、希望する人への日中活動系サービス。
- グループホーム等の充実。
- 一般就労への移行等を推進できる支援。

(5) 行政（市）に対する要望等について。

- 施設の現状や実態を実際に見て、利用者や保護者、職員の声を直接聞いてほしい。
- グループホームに入れない人が、20 年後には多数、発生すると見込まれる。廃校舎などを活用すべき。
- イベント等でのデマンドバスの貸し切り。
- タクシー券の増額。
- 障がい者用の防災マニュアルを早急に。
- 災害時などに、支援相談員や地域連携の窓口をもっと活用できるようにしてほしい。

第4節 課題のまとめ

アンケートや関連団体等に対するヒアリング、庁内各課に対するヒアリングなどの調査結果を踏まえ、本市の障がい者福祉に関する課題を、前計画の施策体系に沿って考察します。

施策分野(前計画)	主 な 課 題
1 啓発・広報	●障がいのある人の現状や、市の障がい者福祉に関する情報、事業所のサービス内容などの、いっそうの周知。 ●将来のボランティア活動につながるような、障がいに関する学校教育・生涯学習や、児童・生徒と障がいのある人との交流促進。 ●「障害者差別解消法」に基づく、合理的配慮に関する理解促進と、実践の普及。
2 地域福祉	●地域で障がいのある人の見守りができる体制の整備。 ●ボランティアの育成。 ●市職員に対する、「障害者差別解消法」に基づく職員対応要領の周知と実践の徹底。
3 相談体制及び 情報収集・提供	●いつでも相談できるような体制づくり。 ●様々な障がいの状況に応じた、情報提供手段の充実・工夫。 ●3障がいに対応した、地域包括ケアシステムの構築。
4 保健・医療・福祉 サービス	●障がいのある人の歯科診療支援体制の推進。 ●地域におけるリハビリテーション体制の充実。 ●障がい福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行。 ●介護する人の高齢化なども踏まえた、地域における生活の場・活動の場の充実。 ●サービス提供事業者に対する、運営・活動上の支援。
5 教育	●特別支援教育のいっそうの推進。 ●教職員の資質向上。 ●障がいのある子どもたちに対する、適切な進路指導。
6 雇用・就業	●障がいのある人が、それぞれの希望や適性、状況に応じて、地域で働ける場の充実。 ●就労継続支援事業所（A型・B型）に対するいっそうの運営・活動支援。 ●市役所や民間企業等での、障がい者雇用の促進。 ●障がいのある人の就労継続へ向けた支援。

施策分野(前計画)	主 な 課 題
7 総合的な福祉のまちづくり	●グループホームなど、住み慣れた地域で暮らしていける基盤の整備。 ●道路や施設等のバリアフリー化の継続的な推進。 ●障がいのある人の外出・移動に関する支援の充実。 ●災害など、緊急時の支援体制の確立。
8 スポーツ・リクリエーション、文化活動等	●市民や障がいのある人の主体的な活動に対する支援。 ●スポーツ・リクリエーション、文化活動等を通じた、交流活動の推進。 ●障がいのある人のニーズに理解があり、配慮ができる指導者の育成。

第 3 章 計画の基本的な考え方

第 1 節 基本理念

本計画は、前計画の評価・検証や、市民や障がいのある人及びその家族等関係者のニーズをくみ取り、障がいのある人もない人も、共に地域を支える主体として支え合い、誰もが住み慣れた地域でいきいきと、尊厳を持って暮らせるまちづくりを目指すものです。

この目標を端的に表すために、本計画の基本理念を次の通り定め、具体的な施策を展開します。

基本理念

共に支え合い、だれもが住みよいまち ありだ

第 2 節 基本目標

基本理念に基づき、本計画の基本目標を以下の通り定め、具体的な施策を体系化します。

基本目標 1 誰もが主役になれる まちづくり

障がいのある人の社会参加の促進、生きがいづくり…など

基本目標 2 みんなが顔見知りの まちづくり

障がいのある人への理解促進、地域での支援体制の充実…など

基本目標 3 元気でいきいきとした まちづくり

疾病の早期発見へ向けた体制づくり、健康づくりの取組…など

基本目標 4 みんなで学べる まちづくり

障がいのある人が学習しやすい環境の整備…など

基本目標 5 サポートの充実した まちづくり

障がい福祉サービスの充実、総合相談体制の構築…など

基本目標 6 みんなが暮らしやすい まちづくり

バリアフリーの推進、防災対策の充実…など

第3節 施策の体系

下記の体系に基づき、具体的な施策を展開します。

↑ 基本理念 ↓ 共に支え合い、だれもが住みよいまち ありだ	【基本目標】	【施策の方向】	【具体的な施策】
	1 誰もが主役になれる まちづくり	1. 生活の場・地域活動の場の整備	(1) 地域活動の場の確保 (2) 施設から地域生活への移行の促進 (3) 入所施設の確保
		2. 就労機会の拡大	(1) 障害者雇用支援月間の啓発 (2) 市における雇用の拡大 (3) 市における障がい者就労施設等からの物品等の購入の推進 (4) 企業や事業主等への啓発活動の推進 (5) 各種助成制度の普及・啓発 (6) 障害者雇用推進者の活用 (7) 企業等に対する相談体制の充実
		3. 就労支援と相談体制	(1) 相談・助言体制の充実 (2) 就労移行支援の充実 (3) 就労継続支援の充実 (4) 安定した就労への支援
	2 みんなが顔見知りの まちづくり	1. 広報・啓発活動の推進	(1) 障がいに対する理解の促進 (2) 関係機関・組織との連携 (3) 「障害者週間」等の周知 (4) 交流活動の推進 (5) 「障害者虐待防止法」の啓発 (6) 「障害者差別解消法」の啓発
		2. 福祉教育の推進	(1) 交流教育の推進 (2) 福祉体験活動の促進 (3) 保護者に対する理解の促進 (4) 福祉教育の機会の充実
		3. 地域福祉の推進	(1) 市における職員対応要領の周知と実践 (2) 地域における見守りネットワークづくり (3) ボランティア育成の推進 (4) ボランティア活動の活性化
	3 元気でいきいきとした まちづくり	1. 障がいの予防と早期発見・早期治療	(1) 乳幼児に対する健診及び相談・指導等の充実 (2) 保護者に対する支援の充実 (3) 早期療育支援体制の充実 (4) 疾病の早期発見・早期治療体制の充実
		2. 保健・医療体制の充実	(1) 医療体制の整備 (2) 歯科診療体制の充実 (3) リハビリテーション体制の充実 (4) 難病患者への支援 (5) 医療費の給付・助成制度の実施 (6) 更生医療の給付 (7) 重度心身障害児者医療費助成

	【基本目標】	【施策の方向】	【具体的な施策】
↑ へ基本理念 共に支え合い、だれもが住みよいまち ありだ ↓	4 みんなで学べる まちづくり	1. 就学前教育・教育相談の充実	(1) 療育体制の充実 (2) 障がい児保育の充実 (3) 就学指導の充実
		2. 学校教育の充実	(1) 教育相談の充実 (2) 特別支援教育の推進 (3) 教職員の指導力・専門性の向上 (4) 適切な進路指導の充実 (5) 学校生活におけるバリアフリーの推進
		3. スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進	(1) 障がい者スポーツ大会の開催 (2) 指導者等の育成・確保 (3) 文化・芸術活動の推進 (4) 生涯学習の推進 (5) 社会体育施設の整備
	5 サポートの充実した まちづくり	1. 総合的な相談体制の充実	(1) 相談支援の充実 (2) 専門的相談への対応 (3) 地域における相談活動の充実 (4) 住宅入居支援の推進 (5) 権利擁護の推進 (6) 身体・精神・知的障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
		2. 総合的な情報収集・提供の充実	(1) 各種広報媒体の活用 (2) 情報の共有化 (3) ホームページにおけるユニバーサルデザイン化の推進 (4) 視覚・聴覚障がいに対応した情報伝達の推進
		3. 在宅・日中活動支援の充実	(1) 障害支援区分決定の透明化 (2) 相談支援専門員の充実 (3) 訪問系サービスの充実 (4) 移動支援の充実 (5) 日中活動サービスの充実 (6) 一時的支援の充実 (7) 日常生活用具等の支援の充実 (8) 各種福祉手当の支給 (9) 各種助成制度等の実施
	6 みんなが暮らしやすい まちづくり	1. 住環境の整備	(1) 住宅改造費の助成 (2) グループホーム等の整備の支援
		2. 安全快適な交通・公共施設等の整備	(1) 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進 (2) 道路・交通環境の整備 (3) 移動環境の整備 (4) 公園等の整備
		3. 防犯・防災対策	(1) 防災情報提供の充実 (2) 緊急時の情報発信 (3) 自主防災組織の活動支援 (4) 災害時における支援体制づくり (5) 福祉避難所の整備と一般避難所の備品等の点検・見直し (6) 消費生活トラブルの防止

第4章 各種施策の具体的な方策

基本目標 1 誰もが主役になれる まちづくり

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立して暮らしていくためには、生活や就業の機会が保障されることが必要です。しかしながら本市では、障がいのある人が安心して暮らせる場はじゅうぶんとは言えず、就労の場も不足しているとの指摘がみられます。

このため、障がいのある人の生活や活動の場づくりに努めるとともに、就労と就労後のケアに関する支援の充実を図ります。

1. 生活の場・地域活動の場の整備

障がいのある人が生涯にわたって、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、地域の中で活動できる環境を整えるとともに、施設から地域への移行の促進、生活の場の確保などに努めます。

番号	具体的な施策	施策の内容
(1)	地域活動の場の確保	○ 障がいのある人の創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するため、有田圏域地域活動支援センターのサービスの充実を図ります。
(2)	施設から地域生活への移行の促進	○ 事業者の新規参入を促進し、訪問系サービスを中心とした在宅サービスの充実や、グループホームの整備の支援に努めます。また、地域生活希望者に対して、指導員による日常生活に必要な指導を行います。 ○ 障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、相談・緊急時の受け入れ・体験の機会や場の提供などの機能を持つ地域生活支援拠点の整備を進めます。
(3)	入所施設の確保	○ 地域で自立した生活を送ることが困難な人が、安心して暮らせるように、既存施設を中心として必要な施設の確保に努めます。

2. 就労機会の拡大

障がいのある人が自立して生活していけるよう、また、生きがいと誇りを持って暮らしていけるよう、関係機関・団体や民間企業と連携しながら、就労機会の拡大に努めます。

番号	具体的な施策	施策の内容
(1)	障害者雇用支援月間の啓発	○ 障害者雇用支援月間（毎年9月）を中心に、ハローワーク（公共職業安定所）と連携を図りながら、障がいのある人の雇用の促進を図るための啓発活動を積極的に推進します。
(2)	市における雇用の拡大	○ 市や関連機関等において、障がいのある人の雇用のいっそうの拡大と、個性と能力に応じた適切な配置に努めます。
(3)	市における障がい者就労施設等からの物品等の購入の推進	○ 就労施設等における、障がいのある人の就労機会確保を支援するため、障がい者就労施設等からの物品及び役務の優先調達を行います。
(4)	企業や事業主等への啓発活動の推進	○ 市内の企業や事業主等に、障がいのある人が働きやすい職場環境づくりや、障がいのある人の雇用拡大に向けた啓発活動に努めます。 ○ 農福連携事業など障がいのある人の雇用につながる事業について、企業・団体・事業所に啓発を行います。
(5)	各種助成制度の普及・啓発	○ ハローワーク（公共職業安定所）との連携のもと、企業や事業主に対して特例子会社制度※や各種助成制度の周知及び活用を促進を図ります。
(6)	障害者雇用推進者の活用	○ 障がいのある人の雇用の促進と継続的な雇用を図るため、企業内に設置されている障害者雇用推進者を活用するとともに、未設置の企業には設置の促進を働きかけます。
(7)	企業等に対する相談体制の充実	○ ハローワーク（公共職業安定所）等と連携し、障がいのある人の雇用に関する企業や事業主等の相談に、きめ細かく対応できる体制の充実を図ります。

※特例子会社制度／障がいのある人の雇用に特別の配慮をした子会社の設立が、一定の要件を満たしている場合、その子会社に雇用されている労働者は親会社に雇用されているものとみなして、親会社の障がい者雇用率を計算することができる制度。これにより、障がいのある人の雇用促進を図るもの。

3. 就労支援と相談体制

障がいのある人が安心して働き続けることができるよう、就労に際して適切な支援を行うとともに、就労後も継続して相談・支援する体制の充実を図ります。

番号	具体的な施策	施策の内容
(1)	相談・助言体制の充実	○ ハローワーク(公共職業安定所)等と連携を図り、障がいのある人の就職前から就職後のフォローまで、一貫した適切な相談・助言を行います。
(2)	就労移行支援の充実	○ 日常生活を送るために必要な能力や身体機能の向上を図るため、生活訓練や機能訓練を推進します。 ○ 事業所の新規参入を促進し、就労移行支援施設の整備の支援に努めます。 ○ 一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、知識や能力の向上、実習や職場探し等を行う就労移行支援を推進し、適性に合った職場への就労・定着を支援します。
(3)	就労継続支援の充実	○ 一般企業への就労が困難な人に対して、一般就労に必要な知識・能力を向上する就労継続支援(A型・B型)を推進するとともに、施設の充実に向けた支援に努めます。 ○ ハローワーク(公共職業安定所)や事業所等と連携し、障害者トライアル雇用事業を活用し、障がいのある人を一定期間試行的に雇用する機会を提供し、本格的な雇用に向けた支援を推進します。
(4)	安定した就労への支援	○ ハローワーク(公共職業安定所)等と連携し、職業適応援助者(ジョブコーチ)助成金制度の周知を図るとともに、ジョブコーチの利用を積極的に推進し、障がいのある人の職場への定着を支援します。

基本目標 2 みんなが顔見知りの まちづくり

障がいのある人が地域で快適な日々を送るためには、全ての市民が障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を共有することが重要です。

そのためには幼児期から生涯にわたって、人権教育を推進するとともに、障がいのある人の現状やニーズ、市の障がい者福祉の状況などについて、市民への周知をいっそう充実していく必要があります。また、ボランティアをはじめ、地域住民の力で障がいのある人を見守り、支える体制づくりも重要な課題となっています。

このため、広報・啓発・交流活動等のいっそうの推進や、福祉教育の推進、ボランティアの育成などを通じて、地域で支え合う障がい者福祉のまちづくりを目指します。

1. 広報・啓発活動の推進

障がいのある人に対する市民の理解を深め、地域との交流を図ることによって、障がいのある人が安心して暮らせる地域社会づくりに努めます。また、「障害者差別解消法」の理念にのっとり、障がいのある人への差別の解消に向けた取組を推進します。

番号	具体的な施策	施策の内容
(1)	障がいに対する理解の促進	○ 市の広報紙やホームページ等、ならびに社会福祉協議会、障がい者団体や事業所が作成する会報等を積極的に活用し、障がいに対する理解を促進します。 ○ 増加傾向にある発達障がいについて、正しい理解の促進に向けた広報・啓発活動を推進します。
(2)	関係機関・組織との連携	○ 社会福祉協議会と連携し、障がいや障がいのある人についての正しい認識を深めるための広報・啓発活動を推進します。
(3)	「障害者週間」等の周知	○ 「障害者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）、「障害者雇用支援月間」（9月）の周知を図るとともに、障がいへの理解を深める行事の開催を支援します。
(4)	交流活動の推進	○ 障がいのある人同士、また、障がいのある人とならない人との交流を深めるため、様々な人が参加できる行事を開催し、広く参加を呼びかけます。

番号	具体的な施策	施策の内容
(5)	「障害者虐待防止法」の啓発	○ サービス提供事業者等に対し、「障害者虐待防止法」の理念や趣旨、内容の周知を図り、必要な対策を講じるよう働きかけます。 ○ 「障害者虐待防止法」に定められた虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した場合の通報義務について、市民に周知を図ります。
(6)	「障害者差別解消法」の啓発	○ 「障害者差別解消法」の理念や趣旨、障がいのある人に対する合理的配慮が広く市民や事業所等に浸透し実践されるよう、市の広報やホームページ等を活用して啓発に努めます。

2. 福祉教育の推進

全ての市民が障がいや障がいのある人に対する理解を深め、偏見などを持つことなく、互いに支え合いながら暮らしていける地域づくりを目指し、生涯を通じた福祉教育の推進に努めます。

番号	具体的な施策	施策の内容
(1)	交流教育の推進	○ 特別支援学校や市内の障がい者施設等と、市内の小・中学校との交流を積極的に推進します。
(2)	福祉体験活動の促進	○ 小・中学校において、各種福祉体験活動への積極的な参加を図り、障がいのある人への理解促進に努めます。
(3)	保護者に対する理解の促進	○ 小・中学校等でのPTA研修会などの機会を生かし、障がいのある人への正しい理解が深まるよう、保護者に対して啓発に努めます。
(4)	福祉教育の機会の充実	○ 生涯学習の一環として、福祉に関する啓発機会の充実を図ります。 ○ 障がいのある人もない人も、幅広い人が参加・交流できるイベントや学習会等を実施します。 ○ ボランティア活動への新規参加者や、障がい者福祉分野への就労者・就労希望者の拡大を図るため、ボランティア活動や障がい者施設等で働くことの意義や魅力等について、広報に努めます。

3. 地域福祉の推進

地域社会全体で障がいのある人の生活を支援していけるよう、地域福祉に関わる組織・団体や個人などとの連携のもと、福祉が行き届いたまちづくりに努めます。

番号	具体的な施策	施策の内容
(1)	市における職員対応要領の周知と実践	○ 全ての職員が、職員対応要領の内容を理解し、日常業務の中で実践するよう、周知徹底に努めます。
(2)	地域における見守りネットワークづくり	○ 社会福祉協議会やコミュニティ組織、民生委員・児童委員等と連携を図りながら、障がいのある人を見守り、支援を行うネットワークづくりに努めます。
(3)	ボランティア育成の推進	○ より多くの人がボランティア活動に関心を持ち、参加してもらえるよう、ボランティア体験会などを開催し、人材育成に努めます。 ○ 精神保健福祉ボランティア育成事業において、社会復帰の支援を行うボランティアの育成を促進します。
(4)	ボランティア活動の活性化	○ 各ボランティア団体が交流や情報交換を行うことができるよう、各団体の連携を強化し、ボランティア活動の活性化を促進します。

基本目標 3 元気でいきいきとした まちづくり

障がいのある人が安心して暮らしていくためには、身近な地域における保健・医療体制の充実が欠かせません。また、近年は発達障がいと診断される子どもが全国的に増加傾向にあることも含め、障がいの予防や早期発見・早期治療も重要な課題となっています。

一方で、本市では障がいのある人の歯科受診やリハビリテーション体制が不十分との指摘もあり、保健・医療体制のいっそうの充実が課題となっています。

このため、関係機関や専門家とも連携し、地域の保健・医療体制の進展に努めます。

1. 障がいの予防と早期発見・早期治療

障がいや、障がいにつながる疾病の予防と早期発見のため、健康診査などの充実や、障がいのある人やその保護者への支援の充実、早期療育支援体制の充実などに努めます。

番号	具体的な施策	施策の内容
(1)	乳幼児に対する健診 及び相談・指導等の充実	○ 障がいの原因となる疾病等を予防するとともに、 発達障がいを含めた障がいを早期に発見するた め、健康診査や相談、訪問指導の充実を図ります。
(2)	保護者に対する 支援の充実	○ 障がい児を持つ保護者に対して、育児不安等の軽 減を図るため、相談支援の充実を図ります。 ○ 当事者団体等による障がいの啓発や交流の機会 を設け、障がいの理解促進を図ります。
(3)	早期療育支援体制の 充実	○ 相談に対応する職員の知識や能力の向上を図り、 療育相談の充実に努めます。 ○ 相談、訪問指導等から速やかに療育につなげられ るよう、関係機関との連携による早期療育支援体 制の充実を図ります。
(4)	疾病の早期発見・ 早期治療体制の充実	○ 疾病や障がいの予防と早期発見のため、健康診査 の受診を勧奨するとともに、フォロー体制の充実 に努め、早期治療へとつなげていきます。

2. 保健・医療体制の充実

医療機関等と連携しながら、歯科を含む医療体制の整備や、リハビリテーション体制の充実を図るとともに、難病患者や重度の障がいのある人に対する支援の充実に努めます。

番号	具体的な施策	施策の内容
(1)	医療体制の整備	○ 医師会との連携のもと、必要な時に適切な治療が受けられるよう、診療機能の向上を働きかけるとともに、市内の医療機関や保健福祉サービスの関係機関等による地域医療のネットワークづくりを推進します。
(2)	歯科診療体制の充実	○ 歯科医師会と連携しながら、歯科への通院が困難な障がいのある人への診療支援を推進します。
(3)	リハビリテーション体制の充実	○ 医療機関等と連携しながら、医学的リハビリテーション体制の充実と機能向上を支援します。
(4)	難病患者への支援	○ 難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉が連携した地域ケア体制の整備に努めます。
(5)	医療費の給付・助成制度の実施	○ 自立支援医療や福祉医療の適正な運用を図り、障がいのある人が安心して適切な医療を受けられるように努めます。
(6)	更生医療の給付（国制度）	○ 体が不自由な人が、職業の能力を増進したり、日常生活を容易にするために、身体上の障がいを軽減する手術などに対して、医療費を給付します。
(7)	重度心身障害児者医療費助成（県制度）	○ 重度心身障がい者の経済的負担を軽減し、健康と福祉の増進を図るために保険診療の自己負担分（身体障害者手帳3級の人には入院費のみ）を助成します。

基本目標 4 みんなで学べる まちづくり

障がいのある人の教育を受ける権利を保障することは、行政の重要な責務です。

このため、就学前から生涯を通じ、障がいのある人が快適な環境で主体的に学び、スポーツ・リクリエーションや文化活動などにも積極的に参画できるよう、環境の整備に努め、障がいのある人もない人も、共に学ぶことができるまちづくりを目指します。

1. 就学前教育・教育相談の充実

障がいのある子どもが適切な教育を受けられるよう、就学前の障がいのある子どもやその保護者に対し、相談・指導等の充実に努めるとともに、就学に際しての支援の充実を図ります。

番号	具体的な施策	施策の内容
(1)	療育体制の充実	○ 在宅の障がいのある子どもとその保護者に対して、療育に関する相談や指導の充実に努めます。 ○ 専門的な療育相談機関と連携し、発達障がいのある子どもとその保護者に対して、相談・指導等の発達相談の充実に努めます。
(2)	障がい児保育の充実	○ 家庭や関係機関と連携しながら、保育所などで障がいのある子どもとない子どもを共に保育できる体制を充実します。
(3)	就学指導の充実	○ 障がいのある子どもがそれぞれの障がいに応じた適切な教育を受けられるように、保護者に対して就学に関する相談支援を充実します。 ○ 就学前療育から学校教育へと適切につなぐため、保健・療育・教育・保育・幼稚園の各分野の連携を強化します。

2. 学校教育の充実

就学後の障がいのある子どもが、安心して適切な教育を受けられるよう、子どもとその保護者に対する教育相談の充実や、特別支援教育の充実、教育環境のいっそうの整備などに努めます。

番号	具体的な施策	施策の内容
(1)	教育相談の充実	○ 子どもの教育に関する保護者の悩みや不安を解消するため、一人ひとりに応じた教育の場が提供できるよう、学校・家庭・関係機関が連携し、相談の充実を図ります。
(2)	特別支援教育の推進	○ 特別支援教育の内容の充実を図るため、特別支援教育に関する研究を推進します。 ○ 特別支援教育に関する校内委員会の設置や校内における特別支援教育コーディネーターを配置し、更なる効果的な運用に努めます。
(3)	教職員の指導力・専門性の向上	○ 教職員に対して、特別支援学校や県が実施する教職員への研修、特別支援教育コーディネーターの養成を目的とした研修等への参加を促進し、特別支援教育に対する教職員の指導力・専門性の向上を図ります。
(4)	適切な進路指導の充実	○ 障がいのある子どもが自らの進路を考えるきっかけとして、職場体験活動等を実施します。また、教職員の研修会への参加を促進します。 ○ 学校・行政・ハローワーク（公共職業安定所）・企業等の連携を強化し、障がいのある子どもの状況に適した進路指導や個別支援を推進します。
(5)	学校生活におけるバリアフリーの推進	○ 障がいのある子どもの学習環境を整えるため、学校施設のバリアフリー化に努めます。 ○ 障がいのある子どもとない子どもの心理的バリアを解消するため、共に学び、ふれあう機会を設けます。

3. スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進

障がいのある人が、スポーツやレクリエーション、文化活動などを通じて、生きがいを感じながら暮らせるよう、またそれらを通じて地域社会との交流が活発化されるよう、活動しやすい環境のいっそうの整備に努めます。

番号	具体的な施策	施策の内容
(1)	障がい者スポーツ大会の開催	○ 障がいのある人のスポーツ関連行事の開催を支援するとともに、障がいのある人もない人も共にスポーツを楽しみ交流ができるよう、広報・啓発に努めます。
(2)	指導者等の育成・確保	○ スポーツ・レクリエーション活動の指導者などの育成・確保を図ります。育成にあたっては、既存種目だけでなく、新たに考案されたまたは今後、考案される種目にも対応するよう、配慮します。
(3)	文化・芸術活動の推進	○ 障がいのある人や団体による作品展の開催など、文化・芸術活動への取組を支援します。
(4)	生涯学習の推進	○ 図書館のバリアフリー化や様々な障がいに応じた蔵書の工夫など、誰もが利用しやすい、社会教育施設の充実に努めます。
(5)	社会体育施設の整備	○ 誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、体育館のバリアフリー化など、社会体育施設の充実に努めます。

基本目標 5 サポートの充実した まちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で生涯、安心して暮らしていくためには、困りごとをすぐ相談でき、必要な支援につながる仕組みや、生活や福祉に関する情報が円滑に入手できる環境の整備などが欠かせません。

このため、相談支援体制の充実や権利擁護の取組、情報提供手段の充実などを通じ、地域全体で障がいのある人をサポートする体制の整備を推進します。

1. 総合的な相談体制の充実

障がいの状態や内容に応じた支援ができるような体制の充実に努めるとともに、障がいのある人の権利を守るための取組を推進します。

番号	具体的な施策	施策の内容
(1)	相談支援の充実	○ 様々な障がいに対応できるよう、行政の情報提供、相談方法の工夫や、内容の充実に努めます。 ○ 相談支援事業者と連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談対応、専門機関への紹介等、相談支援の充実を図ります。
(2)	専門的相談への対応	○ 専門的な支援が必要な困難事例等へ対応するため、基幹相談支援センター及び委託相談事業所等の関係機関との連携を強化するとともに、対応する職員の知識や能力の向上を図り、支援体制の充実に努めます。
(3)	地域における相談活動の充実	○ 身体障がい者連合会や障がい者相談員など当事者やその家族による相談等の周知と活動の充実を図ります。
(4)	住宅入居支援の推進	○ 一般住宅への入居の際に支援が必要な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等を行い、地域生活の支援を行います。
(5)	権利擁護の推進	○ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発を図ります。 ○ 成年後見制度の利用促進のため、市長申立や成年後見制度利用支援事業の推進に努めます。
(6)	身体・精神・知的障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築	○ 地域自立支援協議会とも連携し、2020 年度末までに3障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の整備に努めます。

2. 総合的な情報収集・提供の充実

障がいのある人が必要な情報を容易に入手できるよう、情報発信手段の工夫を図るとともに、障がいの内容に応じたコミュニケーション手段の充実に努めます。

番号	具体的な施策	施策の内容
(1)	各種広報媒体の活用	○ 市の広報紙やホームページ等を活用し、障がい者施策に関する情報をわかりやすく伝えることができるよう、内容の充実に努めます。 ○ 障がいのある人の利用が多い広報媒体、場所を重点的に活用し、情報提供窓口の充実に努めます。 ○ 様々な障がいに応じた、広報手段の工夫に努めます。
(2)	情報の共有化	○ 各関係機関が連携し、保健・医療・福祉・教育に関する情報の共有化、相互活用を図りながら、総合的な情報提供の充実に推進します。
(3)	ホームページにおけるユニバーサルデザイン化の推進	○ 市のホームページ等において、様々な障がいに応じた見やすく、利用しやすい情報発信を、いっそう推進します。
(4)	視覚・聴覚障がい配慮した情報伝達の推進	○ 視覚障がいのある人を対象にした録音テープ「声の広報」の作成など、視覚・聴覚障がい者等への情報伝達の充実に努めるとともに、手話通訳者等の派遣事業を実施します。 ○ 研修等を通じ、手話通訳者や手話奉仕員の養成に努めます。 ○ 市役所の窓口等において、手話通訳者や手話奉仕員の配置、コミュニケーションボードの設置など、様々な障がいに対応した情報提供・意思疎通手段の充実に努めます。

3. 在宅・日中活動支援の充実

障がいのある人が、自宅で安心して生活できるよう、また、障がいのある人の保護者や介助をする人が安心して日常生活を送れるよう、障がいのある人の在宅・日中活動を支援するための各種サービスの充実に努めます。

番号	具体的な施策	施策の内容
(1)	障害支援区分決定の透明化	○ 障害支援区分の認定にあたっては、適正な認定を行うとともに、認定の基準や結果について、本人やその保護者・家族等に対し、適切な情報提供を行います。
(2)	相談支援専門員の充実	○ サービスの利用者が必要に応じて適切なサービスが受けられるように、相談支援専門員の質の向上と人的確保に努めます。
(3)	訪問系サービスの充実	○ 居宅での食事や入浴、排泄等の介護を行う居宅介護・重度訪問介護により、重度の障がいのある人を含め、居宅での生活を支援します。 ○ 介護給付の支給決定者以外でも支援が必要な人に対しては、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、家事援助等を行います。 ○ サービス提供事業者への情報提供等により、新規参入の促進を図ります。
(4)	移動支援の充実	○ 行動援護や移動支援事業等により、外出時の移動を支援します。 ○ サービス提供事業者への情報提供等により、新規参入の促進を図ります。 ○ 公共交通機関やタクシー料金等の割引制度について、周知に努めます。
(5)	日中活動サービスの充実	○ 障がいのある人が日中において自立した生活を送るため、生活介護・自立訓練・療養介護・放課後等デイサービスの充実に努めます。 ○ サービス提供事業者への情報提供等により、新規参入の促進を図ります。
(6)	一時的支援の充実	○ 障がいのある子どもの放課後対策も含め、介護する家族の負担を軽減するため、短期入所や日中一時支援事業の充実に努めます。 ○ サービス提供事業者への情報提供等により、新規参入の促進を図ります。

番号	具体的な施策	施策の内容
(7)	日常生活用具等の支援の充実	○ 障がいのある人の日常生活を容易にするための支援として、日常生活用具給付等事業・補装具費の支給等を実施します。
(8)	各種福祉手当の支給	○ 特別障害者手当や障害児福祉手当等、各種福祉手当の支給を実施します。 ○ 受給資格者に対して不利益が生じないよう、手続きに関して適切な情報提供を行います。
(9)	各種助成制度等の実施	○ 障がいのある人に対する税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度の周知を図り、経済的負担の軽減を図ります。

基本目標6 みんなが暮らしやすい まちづくり

障がいのある人にとって住みやすいまち、全ての人にとって住みやすいまちとなります。例えば障がいのある人にとってバリア（障壁）となるものやことが排除されたバリアフリーのまちづくりは、誰にとっても快適でストレスなく暮らせる、ユニバーサルデザインが行き届いたまちでもあります。

そうしたまちづくりを目指し、住宅や道路・施設・設備などのバリアフリー化の推進や、防犯・防災対策の強化などに取り組みます。

1. 住環境の整備

障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して住み続けることができるよう、生活空間の改善や、生活拠点の拡充に努めます。

番号	具体的な施策	施策の内容
(1)	住宅改造費の助成	○ 住宅改造助成事業を推進し、必要な人が利用できるよう、周知に努めます。
(2)	グループホーム等の整備の支援	○ 障がいのある人が住み慣れた地域で継続して暮らしていけるように、グループホーム等の整備の支援に努めるとともに、事業所の新規参入を推進します。

2. 安全快適な交通・公共施設等の整備

障がいのある人が安心して外出し、充実した日々を送れるよう、都市空間の整備や移動手段の確保など、障がいのある人の外出・移動に必要な環境のいっそうの整備に努めます。

番号	具体的な施策	施策の内容
(1)	公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進	○ 公共施設等の障がい者用トイレ、エレベーター、スロープ等の設置・改善を進め、誰もが利用しやすい施設となるようにユニバーサルデザイン化を推進します。また、身体障がい者用駐車場の確保に努めます。

番号	具体的な施策	施策の内容
(2)	道路・交通環境の整備	○ 歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、白線などの誘導ラインや点字ブロックなど、障がいのある人に限らず、全ての人にとって安全な道路・交通環境の整備に努めます。 ○ 道路標識や案内の改良、音響式信号機の設置など、設備の改善に努めます。
(3)	移動環境の整備	○ 公共交通機関については、交通事業者と協力しながら、施設内外の歩行空間のユニバーサルデザイン化を進めます。
(4)	公園等の整備	○ 公園のトイレや傾斜、水辺空間等への配慮など、障がいのある人を含めた全ての市民が利用しやすい、施設整備を進めます。

3. 防犯・防災対策

災害などの非常時に備え、障がいのある人に緊急時に必要な情報が確実に届くような体制の充実を図るとともに、避難時や避難先で、障がいのある人の生命と快適な生活環境が保障されるよう、避難体制や避難所の整備に努めます。また、障がいのある人が犯罪に巻き込まれることがないよう、必要な情報提供などの支援の充実を図ります。

番号	具体的な施策	施策の内容
(1)	防災情報提供の充実	○ 災害時の避難の心得や避難の流れ等について、障がいのある人と支援する人が利用しやすい防災マニュアルを作成します。 ○ 防災、津波・高潮ハザードマップ、避難場所マップは、障がいのある人にも分かりやすいものを作成し、危険箇所や避難場所の周知徹底を推進します。
(2)	緊急時の情報発信	○ 障がいのある人の情報機器の利用状況や障がいの特性等を踏まえ、緊急時の連絡手段の多様化を図り、必要な人に必要な情報が着実に届くよう、情報発信体制の充実に努めます。
(3)	自主防災組織の活動支援	○ 自主防災組織の活動を支援し、災害時には障がいのある人もない人も安全に避難できるように、平常時からお互いに助け合い、協力し合う関係を築いて、災害に強い地域づくりを推進します。

番号	具体的な施策	施策の内容
(4)	災害時における 支援体制づくり	○ 地域の自主防災組織や民生委員・児童委員等と連携し、災害時における障がいのある人の避難等の支援について、検討や訓練を行います。 ○ 「避難行動要支援者名簿」の充実を図り、要援護者の情報の把握や防災情報の伝達、避難誘導等の支援体制づくりを推進します。
(5)	福祉避難所の整備と 一般避難所の備品等の 点検・見直し	○ 民間の福祉施設等と連携し、災害時の福祉避難所の拡充に努めるとともに、一般の避難所においても障がいのある人が安心して快適な避難生活が送れるよう、設備や備品などを点検し、必要に応じて見直しを行います。
(6)	消費生活トラブルの 防止	○ 関係機関等と連携し、悪徳商法の手口などの情報提供や消費者教育に取り組むとともに、苦情などに対する相談の充実に努めます。



資料編

1. 用語解説

【あ行】

●一般就労

「労働基準法」及び「最低賃金法」に基づく雇用関係による企業への就労。

【か行】

●グループホーム

地域にある住宅（アパート、マンション等）で、数人の障がいのある人が一定の経済的負担を負って共同生活を営み、近隣（または同居）の専任の世話人により、食事の提供、相談、その他日常生活指導・援助が提供される施設。

●コーディネーター

対象者にとって必要なサービスを合理的・効果的に提供するため、様々な機関、施設等の専門職間の連絡・調整を担う者。

●合理的配慮

障がいのある人から支援を求められた場合、過度な負担にならない範囲で、手助けを行うこと。車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡したり、筆談・読み上げ・手話などでコミュニケーションを図ったり、状況に応じて様々な支援が考えられる。

●コミュニケーションボード

話し言葉による会話や意思伝達が難しい知的障がいのある人や自閉症の人たち、聴覚障がいのある人などが、イラストや文字を指さして意思疎通ができるように工夫された印刷物などのこと。

【さ行】

●指定難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（「難病法」）に基づき、難病の中でも特に国が指定したもの。2013（平成25）年4月より、難病等が「障害者総合支援法」の対象となった。

●障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。1970（昭和 45）年に「心身障害者対策基本法」として制定され、1993（平成 5）年に「障害者基本法」として全面的に改正された。この際、障がい者とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と定義された。また、2004（平成 16）年に一部改正が行われ、都道府県・市町村障害者計画策定の義務化等が盛り込まれた。

●障害者虐待防止法

正式名は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。2011（平成 23）年 6 月に成立し、2012（平成 24）年 10 月から施行された。障がいのある人に対する虐待の禁止や、国などの責務、虐待を受けた障がいのある人に対する保護と自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置などを定めている。

●障害者差別解消法

正式名は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。2013（平成 25）年 6 月に成立し、2016（平成 28）年 4 月から施行された。障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関などと事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などを定めている。この法律により、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供の義務（民間事業者は努力義務）が明確化された。

●小児慢性特定疾病

未成年者の慢性的な病気のうち、厚生労働省が特に定めたもの。

●職員対応要領

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）で、地方公共団体に策定が求められているもので、地方公共団体等の職員が障がいのある人に適切に対応するために必要な要領が定められている。

●ジョブコーチ

就労支援の専門職。就労を希望する障がいのある人に対し、職場に同行し、共に作業や休憩時間を過ごし、障がいのある人が働きやすいように援助を行う。また、事業主や職場の従業員に対し、障がいのある人の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案し、障がいのある人の職場定着を図る。

●自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院医療、更生医療（18 歳以上）、育成医療（18 歳未満）がある。

●成年後見制度

判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を法的に保護し、支援するため、2000（平成12）年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

【た行】

●地域包括ケアシステム

「自助」「互助」「共助」「公助」をもとに、地域の力を再構築・活用して障がいのある人を支えていこうという考え方。わが国の精神保健医療福祉については、「入院医療中心から地域生活中心へ」という方向性が示され、様々な施策が行われてきた。そんな中、国の「第5期障害福祉計画」では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が、基本指針及び成果目標の一つとしてあげられている。

●トライアル雇用

ハローワーク（公共職業安定所）が紹介する対象労働者を短期間（原則として3か月間）試行的に雇用し、その間、企業と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを行う事業。

【な行】

●内部障がい

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の障がいで、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度のものをいう。

●ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

●日常生活自立支援事業

精神上の理由により、日常生活を営むのに支障がある人を対象に、福祉サービスの情報提供、助言などの相談や、福祉サービスの利用契約手続き、日常的な金銭管理などを、都道府県・指定都市の社会福祉協議会や基幹的社会福祉協議会などが代行する制度。

●ネットワーク

網目状の構造と、それを維持するための機能。組織や団体、個人などが、網の目のようにつながっている様子。

【は行】

●発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。大人になるまで、自分が発達障がいであると気づかないケースもある。

●バリアフリー

高齢者、障がいのあるなど人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を解消し、誰もが自由に活動できる生活空間のあり方。バリアには、段差などの物理的障壁のほか、情報発信の仕方や、障がいのある人に対する無理解や偏見などの精神的な障壁も含むことがある。

●PDCAサイクル

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の工程を繰り返すことにより、計画などの内容を、より精度の高いものとするための取組。

●避難行動要支援者名簿

障がいのある人や高齢者、乳幼児等、防災面で特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿。2013（平成25）年の「災害対策基本法」の一部改正により、市町村に作成が義務付けられた。

●福祉避難所

障がいのある人や高齢者、乳幼児等、特に配慮を要する人を受け入れることのできる設備や体制が整えられた避難所のこと。

●ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することをいう。しかし、その内容・形態は多様となっている。

【ら行】

●リハビリテーション

障がいのある人が社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練。身体的機能回復訓練、精神的・職業的な復帰訓練も含まれる。

【や行】

●ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な特性を持つ人のニーズを考慮し、施設や設備、道具・装置、表示、などを誰もが使いやすく計画・設計することや、そのような状態にしたもの。

２．有田市障害者基本計画及び障害福祉計画作成委員会設置要綱

第１条 障害者の福祉の推進を図るための計画を策定するに際し、障害者の福祉に関連する分野の関係者等から広く意見を求め、総合的な計画とするため、有田市障害者基本計画及び障害福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条 委員会は、22人以内で組織し、学識経験者、保健医療関係者、障害者団体等の関係者、福祉サービス事業者、障害者雇用関係者及び行政関係者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（所掌事務）

第３条 委員会は、障害者基本計画及び障害福祉計画の作成に必要な事項について検討する。

（任期）

第４条 委員の任期は、委嘱の日から計画書の作成までとする。

（会長及び副会長）

第５条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

２ 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２ 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。

（庶務）

第７条 委員会の庶務は、福祉保健部において処理する。

（補則）

第８条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日訓令第7号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

3. 有田市障害者基本計画及び障害福祉計画作成委員会名簿

氏 名	役 職 名	備 考
桑 原 義 登	相愛大学 名誉教授	会長
森 川 文 夫	有田市民生児童委員協議会 会長	副会長
中 村 吉 伸	有田市医師会 会長	
川 島 稔 弘	有田歯科医師会 有田市支部長	
松 本 政 信	湯浅保健所 所長	
田 中 秀 樹	有田市身体障がい者連合会 会長	
嶋 田 政 行	有田市障害児父母の会 会長	
米 田 晶 子	有田市精神障がい者家族会 はなまる会 会長	
御 前 祐 司	有田市社会福祉協議会 事務局長	
成 川 守 彦	社会福祉法人 守皓会 理事長	
山 口 育 子	社会福祉法人 有田ひまわり福祉会 理事長	
野 田 ちよみ	NPO 法人 さくらんぼ 理事長	
雑 賀 清 秀	紀州有田商工会議所 副会頭	
石 川 堅 一	湯浅公共職業安定所 所長	
小 藪 千 秋	たちばな支援学校 校長	
藤 田 欽 司	紀中障害者就業・生活支援センター わーくねっと センター長	
宮 崎 三穂子	市民福祉部長	

4. 計画策定の経過

年 月 日		内 容
2018 (平成30) 年	10月26日(金) ～11月12日(月)	「障害者基本計画」策定のためのアンケート調査 実施
	11月22日(木) ～12月7日(金)	庁内ヒアリング調査 実施
	11月29日(木) ～12月7日(金)	関連団体ヒアリング調査 実施
	12月27日(木)	第1回 有田市第2次障害者基本計画作成委員会 (1) 計画の概要について (2) アンケート調査の結果 (3) 計画骨子案の検討
2019 (平成31) 年	1月22日(火)	第2回 有田市第2次障害者基本計画作成委員会 (1) 計画素案の検討
	3月1日(金) ～3月14日(木)	パブリックコメントの実施
	3月27日(水)	第3回 有田市第2次障害者基本計画作成委員会 (1) パブリックコメントの実施結果について (2) 有田市第2次障害者基本計画(案)について (3) 第5期有田市障害福祉計画(案)について

5. 障害者基本法（抄録）

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

6. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)(抄録)

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

有田市第2次障害者基本計画

発行：有田市役所 市民福祉部 福祉課

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地

TEL：(0737) 83-1111（代） FAX：(0737) 83-6205

発行年月：2019（平成31）年3月